



第5次遠賀町総合計画

後期基本計画



遠賀町長

原田 正武

日本は人口減少社会の中で、近未来には従来と異なった社会を迎えると言われています。昨年は、マイナンバー制度や18歳選挙権が始まり、また、熊本地震等の自然災害発生など日本を揺るがす大きな出来事が続きました。このような中、地方のあり方が問われ、それぞれの自治体が将来を見据え、地方創生というキーワードと共に地域力のアップ、地域の魅力づくりを求められる時代となっています。

遠賀町では、平成24年度に平成33年度までを計画期間とする第5次遠賀町総合計画基本構想と、平成28年度までを計画期間とする前期基本計画を策定しました。遠賀町を取り巻く新たな時代の流れや住民の意識、主要課題を踏まえ、遠賀町の特性を生かしながらまちづくりに求められる視点を整理し、「笑顔と自然あふれる いきいき“おんが”～みんなで育む絆のまち～」を遠賀町の将来像として前期基本計画を推進してまいりました。この間、平成26年4月に町制施行50周年を迎え、記念式典をはじめとするさまざまな記念事業を開催し、皆さまとともに遠賀町の歴史を振り返り、50周年をお祝いできましたことは非常に喜ばしいことでした。また、中学3年生までの子ども医療制度の拡充や子育て世帯への支援、遠賀コミュニティセンターのリニューアルオープン、JR遠賀川駅南地区の基幹道路や遠賀町食育交流・防災センターの完成など、多くの施策を実行してまいりました。

今回、平成29年度から5年間におけるまちづくりの施策を定めた、第5次遠賀町総合計画後期基本計画を策定しました。この中で、4つの重点戦略「新たなにぎわい拠点づくり戦略」「地域の絆・人づくり戦略」「農・環・食 魅力づくり戦略」「防災ネットワークづくり戦略」を掲げ、駅南地区のまちづくり、起業支援の充実、子育て支援、アグリミクス事業の推進、災害に強いまちづくり等を推進します。皆さまが、「このまちに住んで良かった」と実感できる遠賀町を実現するため、今後とも全力で取り組んでまいりますので、町政へのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

目 次

第5次遠賀町総合計画 後期基本計画

基本構想	1	Ⅱ はつらつと生活できるまちづくり	45
(1)総合計画の目的と体系	2	Ⅱ-1 福祉サービスの充実	46
(2)遠賀町を取り巻く現状	3	(1)児童福祉	46
(3)遠賀町の主要課題	4	(2)高齢者福祉	48
(4)基本構想の概要	5	(3)障害者福祉	50
(5)遠賀町の目標人口	8	(4)低所得者支援	52
(6)基本構想策定以降の社会情勢の変化と新たな課題	10	Ⅱ-2 医療体制の充実	54
後期基本計画	11	Ⅱ-3 健康づくり	56
第5次遠賀町総合計画後期基本計画における体系図	13	Ⅱ-4 年金制度の推進	58
I 自然と共生する快適なまちづくり	15	Ⅱ-5 福祉ネットワーク網の充実	59
I-1 水と緑の環境づくり	16	Ⅲ 豊かな心を育むまちづくり	61
(1)自然環境	16	Ⅲ-1 学校教育環境の充実	62
(2)河川・水路	18	Ⅲ-2 生涯学習社会の充実	65
(3)公園・緑地	20	Ⅲ-3 スポーツ・レクリエーションの充実	68
I-2 環境への配慮	23	Ⅲ-4 文化の伝承・創造	70
I-3 安全・安心なまちづくり	25	Ⅳ にぎわいのあるまちづくり	73
(1)防災・防犯・交通安全・消費生活	25	Ⅳ-1 農業の振興	74
(2)消防・救命	30	Ⅳ-2 商工業の振興	76
I-4 上下水道の整備	32	Ⅳ-3 定住促進	78
I-5 道路網の整備	34	Ⅳ-4 新たな都市開発	80
I-6 住宅・住環境の整備	38	Ⅴ 自立したまちづくり	85
I-7 交通・通信基盤の整備	40	V-1 協働のまちづくり	86
(1)公共交通	40	V-2 共生社会の充実	88
(2)地域情報化	42	V-3 行財政運営と広域行政の推進	90
		(1)行財政運営	90
		(2)広域行政	92
		重点戦略	95
		資料編	99

基本構想



基本構想

(1) 総合計画の目的と体系

総合計画策定の目的

総合計画とは、自治体がまちづくりを進めるための目標や施策を明らかにし、今後10年間におけるまちづくりの方向性を分かりやすく示すものです。総合計画の策定により、まちづくりの目標に沿って施策を体系的に整理し、一貫した政策を展開することで、効果的・効率的な行政運営につなげることができます。

国においては、地方分権改革が進み、地方自治体の自主・自立が求められています。また、少子高齢化・人口減少対策と地方創生に向けた取り組みを加速させる必要があります。このような状況を踏まえ、多様化・複雑化していく本町の課題に、戦略的な視点をもって柔軟かつ適切に対応し、住民と行政とが目指す姿を共有しながら総合計画を策定します。

遠賀町は、昭和46年度に第1次遠賀町総合計画を策定して以来、4次にわたり計画を策定し、各計画において将来像を描き、その実現に向けた諸施策に取り組んできました。平成23年度に平成33年度を目標年次とする第5次遠賀町総合計画を策定し、「笑顔と自然あふれるいきいき“おんが”～みんなで育む絆のまち～」を将来像として掲げたまちづくりに取り組んでいます。

総合計画の体系

第5次遠賀町総合計画は、基本構想・基本計画・事業実施計画の3部で構成されています。それぞれの内容や計画期間は、以下のとおりです。

平成28年度は、後期基本計画を策定します。

基本構想

まちづくりの基本理念や遠賀町のあるべき将来像を明らかにしたものです。
計画期間／平成24年度～33年度

基本計画

基本構想に基づき、分野ごとに現状と課題を整理し、取り組みの展開方向を説明しています。
計画期間／前期基本計画：平成24年度～28年度
後期基本計画：平成29年度～33年度

事業実施計画

基本構想・基本計画に沿った具体的な事業について記述しています。
計画期間／5年(毎年見直し)

(2) 遠賀町を取り巻く現状

少子高齢化と人口減少の進行

- 昭和40年代以降、人口は急激に増加しましたが、平成になってから人口の伸びは緩やかになります。平成12年をピークに減少し、平成27年の国勢調査では18,877人となっています。
- 年少人口比率は年々減少し、平成27年で12.9%、逆に老人人口比率は年々増加し、30.7%となっています。

環境配慮型社会への取り組み

- 土地利用の状況は、町全体の約6割が自然地となっており、そのうち約5割が農地です。
- 下水道などの整備を推進し、汚水処理人口普及率は約96%となりました(平成27年度末)。
- ごみ排出量は平成21年度以降、年間約6,100t前後を推移しています。

安全・安心な暮らしへの期待

- 近年、大雨(集中豪雨)による災害が多くなっています。
- 防災面での機能向上、浸水対策として、西川・戸切川・吉原川の河川改修や広渡・虫生津・高家排水機場の改修が実施されています。
- 遠賀町役場、遠賀町食育交流・防災センターに備蓄倉庫を整備し、災害時の物資などを確保しています。
- 遠賀町役場、遠賀コミュニティーセンター、広渡小学校、遠賀中学校、遠賀南中学校、遠賀町食育交流・防災センターに非常用電源として太陽光発電システムを導入しています。
- 交通事故発生件数は、年間150件程度で推移しています。
- 犯罪発生件数は、平成14年をピークに減少傾向にあります。

地域コミュニティの変化と協働型のまちづくり

- 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施しています。
- コミュニティ活動団体として福祉関係・社会教育関係などのボランティア団体があり、ほとんどの団体で構成員の高齢化・固定化や後継者・活動資金の不足といった課題を抱えています。

産業構造の変化

- 農業算出額と農業従業者数は近年減少傾向で、経営の安定化や農業の担い手の確保が課題です。
- 平成24年度から地産地消につながる農作物のブランド化を推進しています。
- 町内の商店街では空き地や空き店舗が増加しています。
- 工業事業所数は約50事業所で推移しており、従業者数は減少を続けていましたが、平成22年以降増加に転じ、製造品出荷額も増加傾向にあります。

情報化の進展

- 行政サービスをオンライン化し、各種申込・申請書類などの様式の入手、施設の予約状況の確認が可能になりました。

地方分権の進展

- 財政状況は、歳入が平成20年度から増加している一方で、歳出も増加傾向にあり、依然として厳しい状況です。今後は、歳入を確保しながら歳出を縮減する行財政運営の推進が必要です。

基本構想

(3)遠賀町の主要課題

快適で利便性が高い生活環境の構築

- ・生活における利便性や快適性が重視されていることから、だれもが生活しやすい環境づくりを進めることができます。

豊かな自然環境の保全と活用、環境対策の強化

- ・環境資源の保全に配慮しながら、自然と調和したまちづくりを継続し、住民が豊かな自然を享受できる機会づくり、循環型社会に寄与するまちづくりを推進することが求められています。

安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・近年、生活における安全への不安が高まっていることから、安全・安心のまちづくりが求められています。また、防災・防犯体制の充実や日頃から地域で支え合う地域コミュニティの強化を図ることが重要です。

少子高齢社会の進行に対する福祉サービスの充実

- ・育児不安の軽減や悩みの解消、保育や医療などの子育て支援サービスの充実や、高齢者や障害者に対する福祉サービスの充実を図ることが求められています。

生涯を通じた学習環境の充実と健康・生きがいづくり

- ・家庭教育、学校教育や社会教育など、ライフステージの各段階における学習環境の充実を図り、住民がお互いの個性を認め尊重することができる人づくり、スポーツや文化活動などが盛んなまちづくりを推進することが求められています。

地域コミュニティや地域内のつながりの強化

- ・プライバシーの重視や少子高齢化・人口減少社会では、地域が果たす役割として自治会活動や高齢者などの見守りなどが求められています。
- ・地域で抱える個別の課題に対して、地域で活動している団体間の連携を強化し、地域との協働による体制づくりを推進することが求められています。

地域の経済を支える産業の振興

- ・農業に関しては、遠賀町の特徴を生かした生産基盤の強化を図るとともに、地産地消を促進する啓発や流通経路の確立が求められています。
- ・商業に関しては、住民の生活利便性の向上や中心市街地の活性化が求められています。
- ・工業に関しては、適切な土地利用を図りながら、交通利便性の良さをアピールし、企業誘致などの対策を講じることが求められています。

効果的で効率的な行財政運営と協働のまちづくり

- ・適正な行政運営につながる効果的・効率的な行財政運営が必要です。
- ・新たな地域課題や住民ニーズにきめ細かに対応するため、住民の知恵や技術・経験などを生かした協働のまちづくりが求められています。

(4)基本構想の概要

遠賀町の将来像を設定するための視点

遠賀町を取り巻く新たな時代の流れや住民の意識、主要課題を踏まえ、遠賀町の特性を生かしながら、今後10年間におけるまちづくりに求められる視点を整理し、遠賀町の将来像を導き、その実現のための基本目標を定めます。

視点1

自然、安らぎ

- ・自然を大切に守り、次世代に良好な自然環境を継承
- ・豊かな自然との日常的なふれあい

視点2

快適、環境

- ・買い物、通院、通勤・通学など生活利便性の重視
- ・地球温暖化対策や廃棄物抑制など、環境負荷の低減

視点3

絆、郷土愛、人

- ・地域の絆と支え合いの尊重
- ・一人ひとりが地域への愛着と誇りを育む
- ・あたたかく素朴な人柄
- ・受け継がれてきた遠賀気質

視点4

活力、産業

- ・農業の活性化による「食」への特化
- ・まちの特性やニーズを生かした産業

基本構想

遠賀町の将来像

遠賀町の豊かな水と緑、古くから受け継がれている農業、のどかでゆとりある生活空間、そして人情味あふれる人々。

このような遠賀町らしさを大切にし、みんなで力を合わせながら心豊かに暮らせるまちづくりを進めていくために、「笑顔と自然あふれる いきいき“おんが”～みんなで育む絆のまち～」を目指すまちづくりの将来像に掲げました。

将来像

笑顔と自然あふれる いきいき“おんが” ～みんなで育む絆のまち～

笑顔

- ・子どもから高齢者までみんなが健やかに安心して自分らしい生活を送ることができるまち
- ・みんなが遠賀町に「住んでよかった」「住み続けたい」「住んでみたい」と思えるまち

自然

- ・水や緑など、豊かな自然を守り育てる環境に優しいまち
- ・遠賀川や田園風景など、遠賀町らしさを感じることができるまち

いきいき

- ・農業をはじめ、地域に密着した産業が発展し、ヒト・モノ・情報の交流が盛んなにぎわいのあるまち
- ・商店街の活性化と駅南地区のまちづくりによる元気あふれるまち
- ・住民が主体となり、企業や各種団体、行政が一体となってみんなで創り上げるオリジナリティのあるまち
- ・一人ひとりが地域への愛着と誇りを持ち、人と人とのつながりや地域の絆を大事にし、お互いに支えあうまち

絆

将来像実現のための分野別基本目標

遠賀町の将来像を設定するための視点を踏まえ、将来像を実現するため、分野別基本目標を次のように定めます。

自然と共生する快適なまちづくり

遠賀町の豊かな自然や良好な生活環境を次世代に引き継ぐため、自然環境の保全に努めながら、地域資源としての活用を図るとともに、親しみのある水辺環境の保全・創出、花や緑があふれる空間づくり、さらに地球環境に優しい省資源・省エネルギーなどに取り組み、「自然と共生するまちづくり」を目指します。

また、利便性の高い生活環境を実現するため、生活基盤の整備として河川改修などによる防災機能の向上、道路網や交通基盤及び下水道の整備、さらに地域による防犯活動の充実などに取り組み、安全・安心で「快適なまちづくり」を目指します。

はつらつと生活できるまちづくり

遠賀町の未来を担う子どもたちが安心して生まれ育ち、高齢者になっても安心して住み続けることができるよう、子どもや高齢者、障害者などに対する生活支援や医療体制の充実、健康づくりの支援などに取り組み、「はつらつと生活できるまちづくり」を目指します。

豊かな心を育むまちづくり

個人が生涯にわたって生き生きと活動し、元気で魅力的な地域生活を送るために、生活環境といったハード面だけでなく、学校教育や社会教育環境など、ソフト面の充実が求められています。

そのため、学校教育や生涯学習環境の充実、地域でのコミュニティ活動への支援、文化・スポーツ施設の改善、文化財の保存と活用などに取り組み、「豊かな心を育むまちづくり」を目指します。

にぎわいのあるまちづくり

産業構造が大きく転換しており、時代の変化に柔軟かつ的確に対応し、地域経済を活性化していくため、農業では農作物のブランド化などによる農業収益の確保、商業・サービス業では商店街の活性化、工業では周辺環境と調和した節度ある土地利用などに取り組み、「にぎわいのあるまちづくり」を目指します。

自立したまちづくり

財政状況が厳しくなるなか、持続的に発展し自立するため、生活環境の整備とともに、住民参加のまちづくりを推進する必要があります。

そのため、効果的・効率的な行財政運営や住民との協働のまちづくりを推進するとともに、一人ひとりが尊重される環境づくりに取り組み、「自立したまちづくり」を目指します。

基本構想

(5)遠賀町の目標人口

目標人口の考え方

第5次遠賀町総合計画基本構想においては、計画期間の最終年である平成33年の目標人口を定めており、後期基本計画においても、この目標を踏襲します。

一方で、平成27年10月に策定した『遠賀町人口ビジョン¹及び総合戦略²』においては、遠賀町の人口の将来展望を示しています。これは、人口推計や人口の変化が与える影響を分析し、自然増減(出生や死亡)や社会増減(転入や転出など)に関する見通しを立て、平成72年までの長期的な人口の将来展望を示したものです。

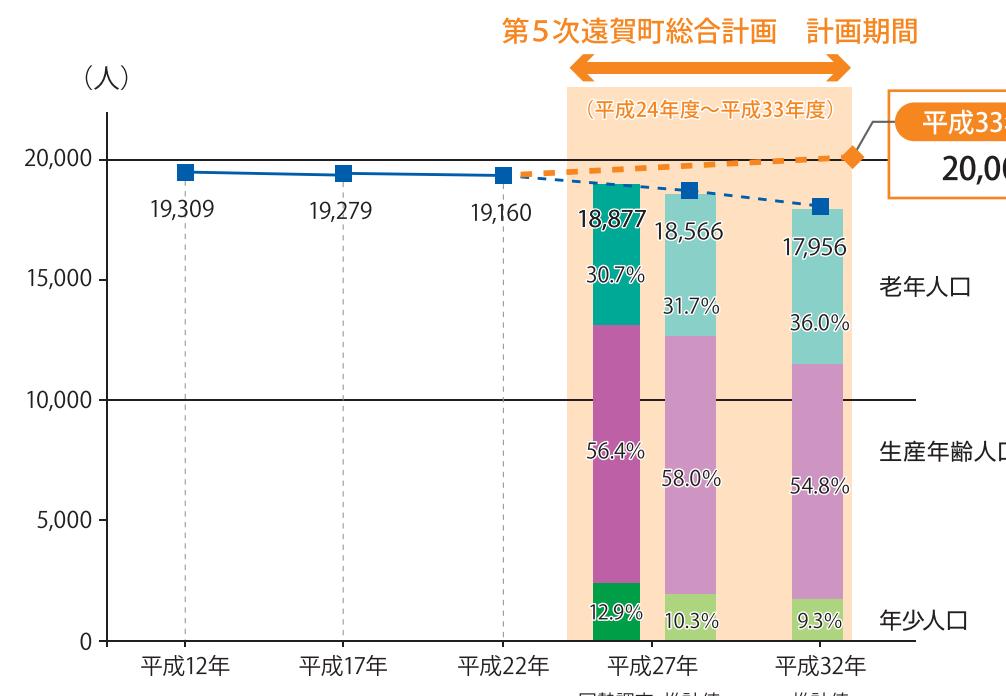
後期基本計画では、『遠賀町人口ビジョン及び総合戦略』における人口の将来展望も踏まえつつ、目標人口を念頭におき各分野の施策に取り組みます。

第5次遠賀町総合計画 基本構想における目標人口

遠賀町では、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)によると、現状のままでは今後10年間(平成22年～32年)で約1,000人減少するとされていましたが、平成27年の国勢調査によると、当時の推計値に比べ約300人多く、年少人口比率も12.9%となるなど、推計に比べ人口減少が緩やかになっています。

今後は、今古賀土地区画整理事業地区や田園南地区におけるこれまでの宅地ストックの活用と、交通利便性や生活利便性の高い駅南地区のまちづくりへの重点的な取り組みによる新たな住宅供給が期待されることも踏まえ、定住人口の増加に向けた施策に取り組むことにより、平成33年の目標人口20,000人を踏襲します。

○遠賀町の目標人口



*1 人口ビジョン:人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望をまとめたもの。
*2 総合戦略:まち・ひと・しごと創生に関する政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策等を定めた計画。

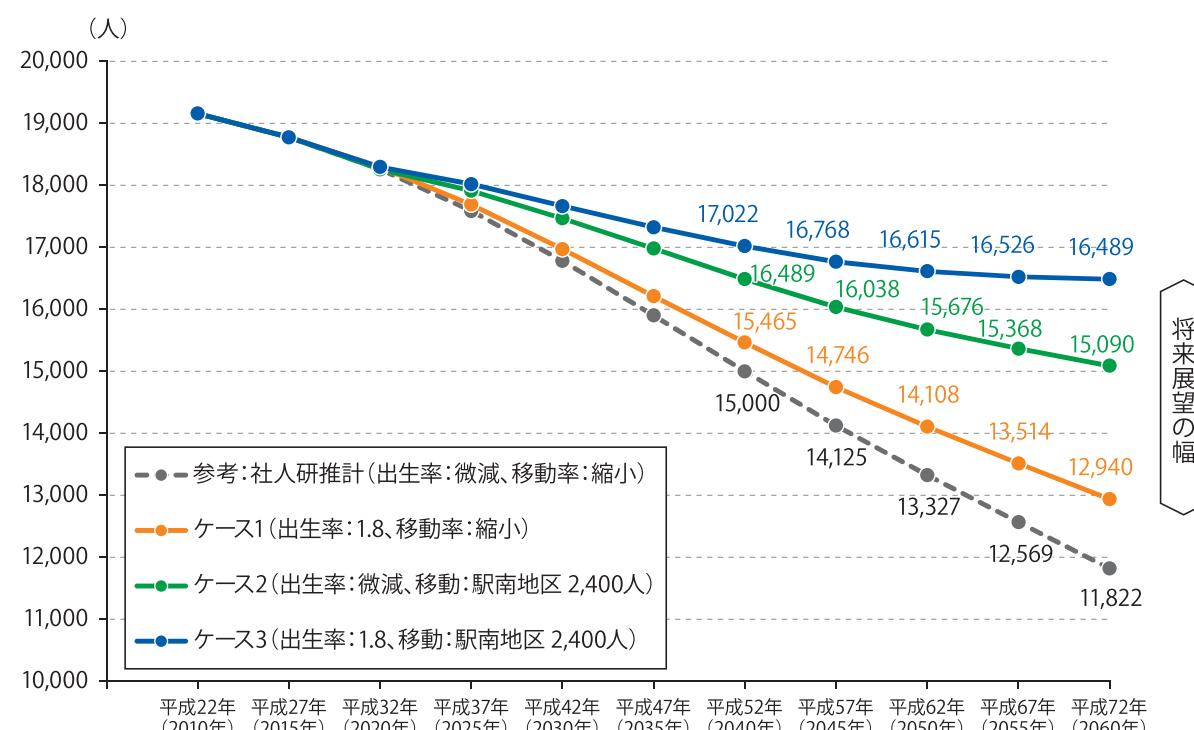
人口ビジョンにおける人口の将来展望(平成27年10月)

自然動態と社会動態の両面からの施策を並行して進めることで、遠賀町の人口の将来展望を以下のように想定します。

平成52年(2040年)に約15,500人～17,000人
平成72年(2060年)に約13,000人～16,000人

現状のままで推移する場合(社人研推計)と比較すると、施策効果により平成52年(2040年)で約500人～約2,000人、平成72年(2060年)で約1,100人～約4,600人の増加が見込まれます。

○人口の将来展望(平成72年(2060年)まで)



- [ケース1]
出生:平成52年に合計特殊出生率1.8が実現(※1.8は福岡県「子育てに関する県民意識調査(2014.3)」での県民の希望する子どもの数に基づく出生率)
移動:全国の移動率が今後一定程度縮小
- [ケース2]
出生:合計出生率が減少(平成52年に1.4)
移動:駅南地区に平成37年から平成72年までに2,400人が新規転入
- [ケース3]
出生:平成52年に合計特殊出生率1.8が実現
移動:駅南地区に平成37年から平成72年までに2,400人が新規転入

(6) 基本構想策定以降の社会情勢の変化と新たな課題

少子高齢化・人口減少に対応する持続的な社会の創生に向けた取り組み

- ・少子高齢化・人口減少が進む中で、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある社会を維持していくため、一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(まち・ひと・しごと創生)が重要となっています。この「まち・ひと・しごと創生」を総合的かつ計画的に実施することを目的に、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。
- ・「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国のまち・ひと・しごと創生本部事務局が作成した「まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」」では、「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安全なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つが基本目標として掲げられています。
- ・遠賀町においても、雇用の創出、定住支援、子育て支援、安心で活力あふれる魅力あるまちづくりの4つの分野に重点的に取り組むことが課題であり、平成31年度までを計画期間とした『遠賀町人口ビジョン及び総合戦略』を策定し、人口減少克服と地方創生に向けた取り組みを行っています。

駅南開発の進展

- ・平成26年の土地区画整理準備組合発足以降、組合施行による土地区画整理に関するさまざまな検討が進められ、行政による都市計画道路や駅南北をつなぐ自由通路の供用が開始されるなど、駅南の新たなまちづくりが具体化しつつあります。
- ・遠賀町の中心部の新たな活力・交流拠点づくり、利便性の高い良好な住宅市街地の形成などによる魅力的なまちづくりを実現するため、組合施行による区画整理事業に向けた取り組みの具体化が求められます。
- ・駅南の開発と連携し、駅北側の商店街の活性化にも取り組むことが課題となっています。

後期基本計画



第5次遠賀町総合計画後期基本計画における体系図

後期基本計画

将来像

笑顔と自然あふれるいきいき“おんがく”みんなで育む絆のまち

基本目標

- I 自然と共生する快適なまちづくり
- II はつらつと生活できるまちづくり
- III 豊かな心を育むまちづくり
- IV にぎわいのあるまちづくり
- V 自立したまちづくり

取り組みの柱

- | |
|------------------------|
| I-1 水と緑の環境づくり |
| I-2 環境への配慮 |
| I-3 安全・安心なまちづくり |
| I-4 上下水道の整備 |
| I-5 道路網の整備 |
| I-6 住宅・住環境の整備 |
| I-7 交通・通信基盤の整備 |
| II-1 福祉サービスの充実 |
| II-2 医療体制の充実 |
| II-3 健康づくり |
| II-4 年金制度の推進 |
| II-5 福祉ネットワーク網の充実 |
| III-1 学校教育環境の充実 |
| III-2 生涯学習社会の充実 |
| III-3 スポーツ・レクリエーションの充実 |
| III-4 文化の伝承・創造 |
| IV-1 農業の振興 |
| IV-2 商工業の振興 |
| IV-3 定住促進 |
| IV-4 新たな都市開発 |
| V-1 協働のまちづくり |
| V-2 共生社会の充実 |
| V-3 行財政運営と広域行政の推進 |

基本構想

I 快適なまちづくり

II はつらつと生活できるまちづくり

III 豊かな心を育むまちづくり

IV にぎわいのあるまちづくり

V 自立したまちづくり

重点戦略

資料編

I

自然と共生する 快適なまちづくり

I-1 水と緑の環境づくり

- (1)自然環境
- (2)河川・水路
- (3)公園・緑地

I-2 環境への配慮

I-3 安全・安心なまちづくり

- (1)防災・防犯・交通安全・消費生活
- (2)消防・救命

I-4 上下水道の整備

I-5 道路網の整備

I-6 住宅・住環境の整備

I-7 交通・通信基盤の整備

- (1)公共交通
- (2)地域情報化



I-1 水と緑の環境づくり



(1) 自然環境

現状と課題

環境保全

遠賀町は農地や山林など、自然的土地利用の占める割合が高く、町内を遠賀川や西川など、多くの河川が流れる自然豊かなまちです。また、平成27年に実施したアンケート調査(住民意識調査)における「町外の人たちにPRしたい遠賀町の良さ」は「のどかな田園風景」が第1位となっています。このため、里地・里山など貴重な自然環境や自然資源の保全に努めるとともに、これらを生かした自然とのふれあいの場づくりなども求められています。

環境美化

遠賀町では、補助金の制度化などにより各地区における環境美化運動の促進を図るとともに、世界環境デーに合わせて各地区と連携し、ラブアース・クリーンアップ(清掃活動)を行っており、今後も継続する必要があります。

また、不法投棄防止の啓発として広報おんがへの掲載や立看板の設置、巡回パトロールを週3回実施しています。

主要な取り組み

環境保全の推進

■環境基本計画

・『遠賀町環境基本計画』¹⁾に基づき、環境保全に関する取り組みを総合的に推進します。



蟹喰池のオニバス

■水質調査及び騒音測定

・河川の水質調査を継続するとともに、必要に応じて騒音測定を実施するなど良好な水環境づくりや静穏な環境づくりに努めます。

環境美化の推進

・地域住民と協働して町内の環境美化に努めるとともに、地区での活動を主軸とした環境美化活動をより推進するため、環境美化補助金制度の見直しを検討します。また、不法投棄防止のため実施する巡回パトロールを継続するとともに、より効果的な防止体制の構築を図り、ごみのポイ捨てをなくすための啓発を推進します。



環境美化活動

¹⁾ 『遠賀町環境基本計画(平成28年度策定)』:遠賀町の環境保全に関する基本的な計画。

I-1 水と緑の環境づくり



(2)河川・水路

現状と課題

親水空間

河川・水路は、農業用水の確保、美しい景観の形成やレクリエーションの場としての利用価値が高い自然資源です。そのため、『遠賀町美しいまちづくり基本計画』¹では、松の本・今古賀地区において西川・戸切川などを親水空間とする方針を定め、また遠賀川では「おんがレガッタ」などのイベントを通じて、河川・水路に親しむ機会づくりに努めています。しかし現状では、気軽に自然とふれあえる河川敷・堤防の遊歩道整備が部分的で、整備区域の拡充が求められています。

河川環境

近年、遠賀川水系は遠賀川流域における自治体の公共下水道などの整備により河川環境が改善され、遠賀町で実施している河川・湖沼の水質検査の結果もおおむね良好です。しかし、一級河川遠賀川などの一部では改善が必要で、今後も継続的な河川環境の改善や水質保全を図る必要があります。

主要な取り組み

河川・水路の整備と活用の促進

■親水空間

- ・『遠賀町美しいまちづくり基本計画』に基づき、美しいまちづくりを推進するため、適切な場所への親水空間や歩道の整備を検討し、特に西川は防災上の観点を考慮しながら水辺景観整備の拡大を関係機関へ働きかけます。
- ・遠賀川などの親水空間を利用し、「おんがレガッタ」を通じて河川に親しむ機会を設けるなど、住民が憩い・交流できる、自然を生かしたイベントを実施します。

■河川環境

- ・遠賀川下流流域公共下水道事業の推進や下水道計画区域外における小型合併処理浄化槽設置事業の普及啓発に努め、広域的な水質保全を図ります。
- ・公共下水道の整備状況に応じて調査地点と箇所数を随時見直しつつ、河川の水質調査を継続し、良好な水環境づくりに努めます。

^{※1} 遠賀町美しいまちづくり基本計画(平成16年度策定):松の本・今古賀地区を促進モデル区域とし、当地区における美しいまちづくりを推進するための取り組みなどについて定めた計画。

I-1 水と緑の環境づくり



(3)公園・緑地

現状と課題

公園

公園は、快適で潤いのある空間を提供するなど日常生活に必要不可欠な施設であるとともに、災害時の避難場所にもなる重要な施設です。

これまでの公園の整備により、遠賀町の都市公園の整備面積は、平成27年度末で住民一人当たり $13.16m^2$ となっており、都市公園法に定める都市公園の敷地面積の標準 $10m^2$ を上回っています。しかし、開発などにより設置された都市公園の一部は老朽化が進み、再整備が求められるほか、駐車スペースの確保など利用しやすい環境づくりも求められています。

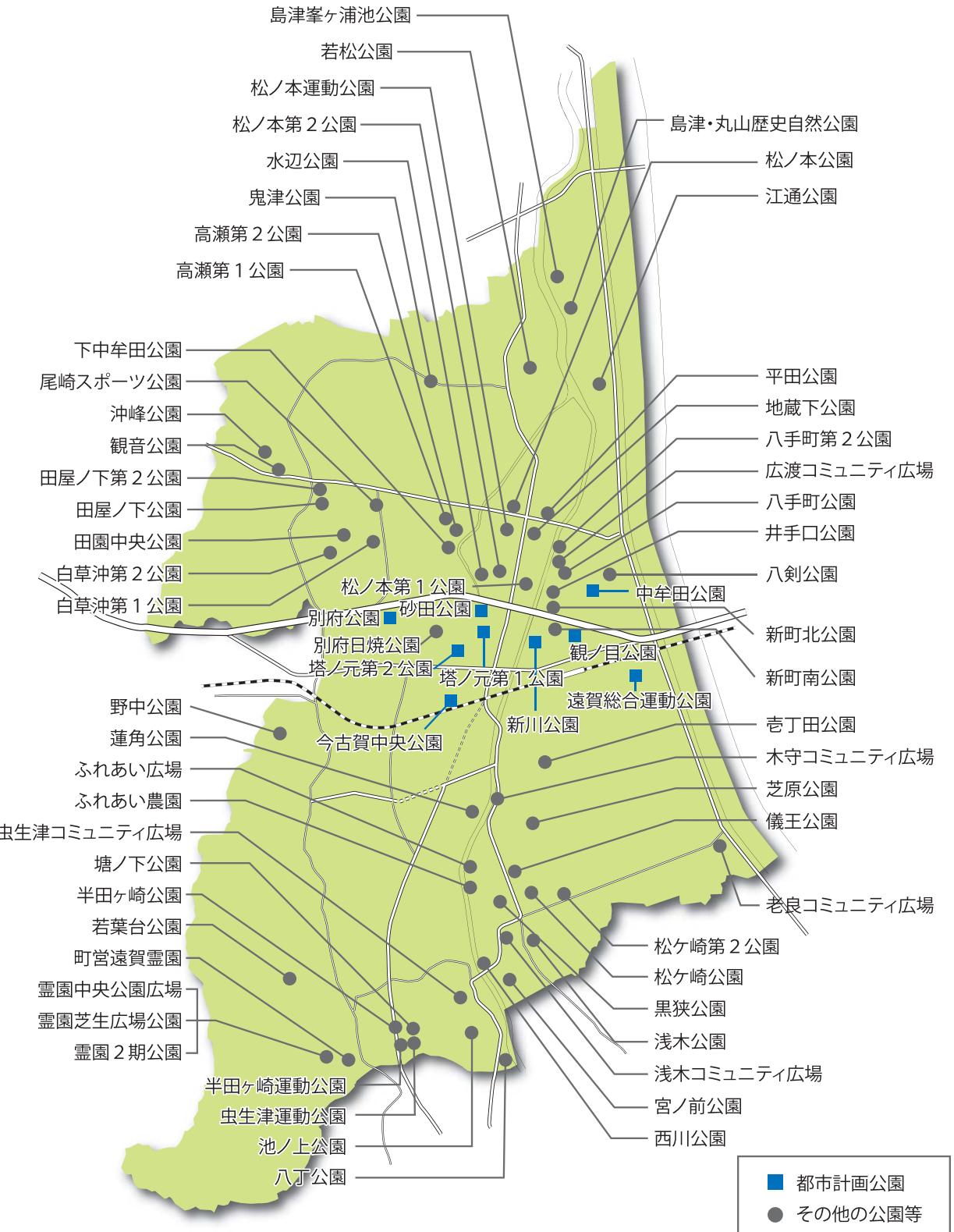
一方で、公園の維持管理は自治区で組織する公園愛護会の協力により行っていますが、施設の老朽化や住民の高齢化により、年々その対応が厳しくなってきています。今後、公園の計画的な維持管理を図るとともに、利用促進につながるような住民が主体的に関わる公園づくりが求められています。

緑地

緑地などの自然空間は、生活を営むうえで重要な役割を果たしているだけでなく、緑にふれあえる身近な場や機会をつくり、さまざまな生態系を守っています。また、希少な動植物の生息生育空間となっているため、その維持管理や保全が求められています。

遠賀町ふれあいの里にあるふれあい農園では、農作業体験や収穫の喜びを実感できる場を提供していますが、より親しみやすく利用しやすい環境づくりが必要です。

○公園などの位置



平成28年4月1日現在
(府内資料)

I-1 水と緑の環境づくり

主要な取り組み

公園・緑地の利用促進

■多機能公園

- ・災害時の避難場所としての役割やユニバーサルデザインなどに配慮し、子育て世帯をはじめとした利用者のニーズを把握し、安全で安心して利用できる公園の再整備を図ります。



今古賀中央公園

■住民に愛される公園

- ・『遠賀町公園施設長寿命化計画』を策定し、公園内の遊具などを計画的に整備するとともに、利用促進を図るため、公園愛護会の活動支援など住民が主体的に関わることのできる環境づくりを目指します。

■緑地

- ・国土利用計画法などに基づき、土地利用の適切な規制や誘導を実施し、自然との共生を図りながら、自然景観を保全します。
- ・農業に精通した人による初心者を対象とした農園講習会の実施など、利用しやすいふれあい農園の運営を図ります。



ふれあい農園

I-2 環境への配慮



現状と課題

循環型社会

ごみの分別収集は、遠賀郡4町と中間市で構成する遠賀・中間地域広域行政事務組合で実施しており、焼却処理は岡垣町の遠賀・中間リレーセンターを経由し、北九州市に委託しています。

遠賀町では、現在も『一般廃棄物処理基本計画』¹に基づき、資源ごみの集団回収、プラスチック製容器包装の計画収集、乾電池、使用済み食用油、ペットボトル、牛乳パック、食品トレイ、古着、小型家電の拠点回収、生ごみ処理機、発酵促進剤、ダンボールコンポストの購入費補助など、できる限りごみの資源化に取り組んでいます。住民意識調査では、「資源分別やごみ収集、リサイクル等」に対する満足度は高く、第2位(54項目中)となっています。

今後も循環型社会を推進するため啓発を継続し、ごみの資源化の促進を図るとともに、ごみ排出量の抑制を強化していく必要があります。

省エネルギー対策

地球温暖化の進行や自然災害の増加、異常気象などの環境問題が深刻化するなか、わが国では『エネルギー基本計画』²などに基づくエネルギー政策を推進しています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災による被害を踏まえて、節電や自然エネルギーの活用が求められています。

遠賀町では、公共施設におけるエアコンの温度を夏季28°C以上・冬季18°C以下に設定し、府舎空調設備の省エネルギー化や町民体育館照明のLED³化、遠賀町立図書館では太陽光発電を採用するなど、電力消費の抑制に努めています。さらに、平成22年度に府舎やふれあいの里センターの照明を省エネルギー対応のものに交換し、平成23年度には遠賀町立図書館の照明をLEDに交換する工事を実施しました。また、遠賀町中央公民館でも平成22年度のリニューアル時に空調・照明などの省エネルギー改修を実施しています。今後も地球温暖化を抑制するため、再生可能エネルギー導入の推進やさらなる省エネルギー対策が必要です。

*1 一般廃棄物処理基本計画(平成15年度策定):一般廃棄物処理事業を実施する際の基本的な考え方や施策目標、目標を達成するための指標や主要施策及び施策実現に向けての手順などを定めた計画。

*2 エネルギー基本計画:エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な計画。

*3 LED (Light Emitting Diode):導電することによって発光する半導体素子。発光ダイオード。CO₂排出量が少なく寿命が長いため、取り替えなどの維持管理コストが安い。

I-2 環境への配慮

主要な取り組み

資源の有効活用の促進

- ごみの資源化や減量化を図るため、生ごみ処理機やダンボールコンポストなどの購入に対する補助を継続するとともに、ペットボトル、牛乳パック、古着などの資源リサイクルを促進します。
- 遠賀町協働のまちづくり出前講座などの開催を通じた環境教育の機会を設け、リユース（不要なものを買わない、もらわない）、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の4Rの啓発に努めます。



ダンボールコンポスト講習会

省エネルギー対策の推進

- 『第1次遠賀町地球温暖化対策実行計画 事務事業編¹』に基づき、低炭素社会の構築に向けた地球温暖化防止を推進するため、LED照明化や緑のカーテン²など環境にやさしい取り組みに努めます。
- 家庭用太陽光発電施設設置補助金制度の継続により、住まいにおける省エネルギー化を推進し、省エネルギー意識の啓発に取り組みます。



太陽光発電



緑のカーテン

I-3 安全・安心なまちづくり



(1)防災・防犯・交通安全・消費生活

現状と課題

防災

近年、集中豪雨などの災害が全国各地で発生しており、町域の大半を低地が占める遠賀町では、洪水による被害が懸念されます。また、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震などにより、住民の防災に対する意識が高まっており、住民意識調査では「防災対策（浸水・風水害対策、河川改修）」が、今後の取り組みで重要と思う項目の第2位（54項目中）になっています。

遠賀町は、遠賀川下流域の平坦地にあり標高が低く、8か所が重要水防箇所として指定されています。また、土砂災害警戒区域や道路冠水危険箇所など、災害を警戒しなければならない場所が数多く存在しています。このような背景から防災関連施設の充実が求められています。平成22年度には備蓄倉庫を役場敷地内に整備し、災害などの有事に備えた物資を備蓄しています。平成26年度には遠賀町役場、平成27年度には広渡小学校、遠賀中学校、遠賀南中学校、遠賀コミュニティーセンターに非常用電源として太陽光発電システムを導入しました。また、平成28年度に完成した遠賀町食育交流・防災センター内にも備蓄倉庫を整備し、計画的に物資などを確保しています。

住民の安全を確保するためには、有事の際の迅速な初動対応や業務の継続が必要不可欠で、府内組織体制の強化が求められています。また、住民一人ひとりが災害時に適切に行動できるよう、地域における防災意識高揚の取り組みも必要です。

*1 第1次遠賀町地球温暖化対策実行計画 事務事業編(平成22年度策定):遠賀町の公共施設における二酸化炭素の排出抑制を定めた計画。
*2 緑のカーテン:夏季、太陽光を遮断し、植物の蒸散による気化熱を利用して建築物の温度上昇を抑えるため、ヘチマや朝顔など、つる性の植物を窓の外部に植えた自然のカーテン。

I-3 安全・安心なまちづくり



防犯

遠賀町では、犯罪の抑止と通行人の安全確保のため防犯灯を計画的に整備し、平成27年度末現在で2,527か所に設置しています。また、警察や地域、関係諸団体と連携し、地域安全パトロールや遠賀町あるき隊などによる地域防犯活動に取り組み、青色回転灯車(青パト)によるパトロールを実施しています。さらに、平成28年度には協働による防犯活動を推進するため、防犯ボランティア団体に青パトの貸出を開始しました。これらの活動により、犯罪発生件数が近年減少するなど一定の効果がみられます。特に近年は全国的に子どもや女性、高齢者を狙った犯罪が増加しているため、さらなる防犯対策の充実が求められています。また、住民生活の安全と平穏の確保を図るため、暴力団などによる不当な行為への対策を講じる必要があります。



青色回転灯車(青パト)

交通安全

福岡県内では交通事故発生件数が減少傾向にあるものの、飲酒運転による事故が数多く発生しており、遠賀町では交通事故発生件数・飲酒運転による事故ともに横ばいの状況です。交通事故や違反行為を抑止するためには、関係機関と連携し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設や歩道の計画的な整備が必要です。

消費生活

近年、消費者の心理を巧みについた悪質な詐欺まがいの商法が後を絶たず、特に高齢者を狙った悪質商法をはじめ、若年者や障害者など、社会的弱者の被害が深刻化しています。消費者が安心して生活を営むためには、消費生活相談窓口や相談専門ダイヤルの普及・利用促進により、トラブルを未然に防止することが必要です。

主要な取り組み

災害に強いまちづくりの推進

■防災意識

- ・過去の災害から得た教訓を生かすため、地域や学校が一体となった防災教育を推進します。
- ・防災メール、エリアメール¹、防災行政無線など、さまざまな情報伝達手段を活用するとともに、自動音声電話や自動メール配信など、より確実に情報を伝達できる方法を検討します。

■地域防災

- ・遠賀郡消防本部などの関係機関や消防団、遠賀町女性防火・防災クラブ、各区自主防災組織と連携するとともに、防災マップ²や洪水ハザードマップ³を活用しながら、遠賀町協働のまちづくり出前講座や図上訓練を継続し、地域防災力の向上を図ります。
- ・防災基本計画や福岡県地域防災計画に基づき、『遠賀町地域防災計画』⁴を見直し、被害を最小化する「減災」を考慮したハード・ソフト両面の「多重防御」を推進するとともに、実践的な応急・復旧対策を確立し、非常時に備えた災害に強いまちづくりを推進します。
- ・『遠賀町避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)』⁵を活用し、自主防災組織を中心に、災害時に支援が必要な要支援者に関する情報伝達体制や避難支援体制の強化に取り組みます。
- ・必要な物資の備蓄数を確保するとともに、その内容についても拡充し、乳幼児や女性など災害弱者に配慮した物資も確保します。
- ・各地区に整備した防災行政無線の適正な維持管理に努めます。
- ・避難所の非常用電源の維持管理や整備に努めます。
- ・地域住民の応急避難場所として、学校施設の機能強化を図るため、遠賀町食育交流・防災センターからの援助物資の配布体制の構築に取り組みます。

*1 エリアメール：特定のエリアに災害・避難情報を一斉に配信するサービス。受信すると専用の着信音とバイブルーションで知らせ、配信内容を自動表示(ポップアップ)することができる。
 *2 防災マップ：災害時の避難所や防災関係施設の位置、避難方法や災害対策などをまとめたもの。
 *3 洪水ハザードマップ：自然災害時に予測される被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が地図上に示されている。
 *4 遠賀町地域防災計画(平成20年度策定、平成29年度改定予定)：県・町・関係機関・公共的団体及び住民がそれぞれの役割を理解し、町域における災害予防、災害応急及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生活安定を確保するとともに、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るために作成された計画。
 *5 遠賀町避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)：要支援者に関する情報(住居・情報伝達体制・必要な支援内容など)を平常時から収集し、電子データ・ファイルなどで管理・共有するとともに、一人ひとりの要支援者に対して複数の避難支援者を定めた具体的な避難支援計画。

I-3 安全・安心なまちづくり



■危険箇所

- 豪雨でのいっ水を防ぐため、福岡県と連携して戸切川・吉原川の河川改修を推進するとともに、西川の護岸整備区域の拡充を関係機関へ働きかけます。
- 排水施設の適正な維持管理及び老朽化した施設の計画的な改修を図ります。特に、災害発生時に重要な役割を担う、国・県が管理する排水機場の再整備の促進を図ります。
- 道路冠水危険箇所は、関係機関と連携しながら整備方針を検討します。

■危機管理体制

- 『遠賀町国民保護計画』¹を改定し、庁内組織体制の強化と住民の安全確保に努めます。
- 『遠賀町業務継続計画』²を策定し、大規模な災害発生時において役場などが被災した場合の業務継続体制の確立を図ります。

防犯対策の充実

■防犯設備

- 平成28年2月に、おんが自動車学校、折尾警察署、遠賀町で締結した「安全・安心な防犯環境づくりに関する協定書」に基づき、関係団体と連携しながら、通学路や犯罪発生危険箇所を中心に、防犯灯や防犯カメラなどの防犯設備の計画的な整備を図ります。
- 防犯灯の数や設置場所の適正化に努めるとともに、新設及び既存防犯灯の計画的なLED化を図ります。

■地域防犯

- 「自分たちの地域は自分たちで守る」という住民一人ひとりの防犯意識を高め、ひいては地域の防犯力向上を目指します。
- 警察や地域、関係諸団体との連携強化を図り、地域安全パトロールや遠賀町あるき隊などによる見守り活動をはじめとする地域防犯活動を支援します。
- 青色回転灯車による巡回を強化し、犯罪の抑止に努めます。

■暴力団対策

- 地域の安全・安心にとって大きな脅威となる暴力団がなくなるよう、行政、警察、地域、関係機関が一丸となって暴力団追放活動に取り組みます。
- 入札や事務事業などから暴力団を排除するため、関係機関と連携し、継続的な対策を講じます。

交通安全対策の充実

■交通安全教育

- 折尾警察署などと連携し、飲酒運転撲滅に関する広報活動に取り組むとともに、子どもや高齢者を対象にした交通安全教室の実施、高齢者の免許証自主返納制度の周知などにより、交通安全意識の高揚を図り、交通事故の抑止に努めます。

■交通安全施設

- 交通事故防止のため、カーブミラー・防護柵などの交通安全施設設置や通学路を優先した計画的な歩道整備を図ります。また、早急に対策が必要な通学路には、路面標示や路側帯のカラー舗装化により安全確保を図ります。

消費者行政の推進

- 複雑、巧妙化する悪質な詐欺などに関する情報の提供や消費生活講座を通じて、被害を未然に防止するための啓発に努めます。
- 住民の安全・安心な暮らしの実現に向けた取り組みを推進するため、消費生活相談員によるきめ細かな相談を行います。また、専門性が高い相談に対応するため、弁護士による消費生活相談を継続します。

*1 遠賀町国民保護計画(平成18年度策定):外部からの武力攻撃や大規模テロ行為などが発生した場合、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国、県及び関係機関と連携を図り、万が一の事態に的確かつ迅速に対応し、住民の安全・安心を確保するための計画。

*2 遠賀町業務継続計画(平成30年度策定予定):不測の事態などによる被害を受けても業務が中断せず、また、中断した場合でも可能な限り短時間で回復するよう準備や対応方法などを定めた計画。

I-3 安全・安心なまちづくり



(2) 消防・救命

現状と課題

消防

遠賀町での平成23年度から27年度までの5年間における平均出火件数は8.2件で、遠賀郡平均を下回っています。火災の早期発見のため、平成18年度から新築住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、平成21年度からは設置の対象が既存住宅にも拡大されました。しかし、遠賀町の調査では、平成22年12月時点における遠賀町での設置率は53%（※郡平均44%）にとどまっているほか、更新時期を迎えた機器の適切な更新も課題となっています。

遠賀町の消防体制には、遠賀郡消防本部による常備消防のほか、3つの分団からなる消防団による非常備消防があります。遠賀郡消防本部の建て替えによって複雑多様化する消防救急需要への対応が強化されるとともに、消防サイレン吹鳴装置の防災行政無線への切り替えを行いましたが、消防団が使用する消防車の老朽化が進んでいることから、計画的な更新が必要です。また近年、団員の確保が恒常的な課題になっています。

救命

遠賀町では、平成18年度から22年度にかけてAED¹を町内15施設へ設置するとともに、平成21年度には貸出しAEDを導入するなど救命体制の確立に努めています。

遠賀町での平成23年度から27年度までの5年間における救急出動件数は増加傾向のため、遠賀郡消防本部には高規格救急自動車が導入されるなど、救急体制の充実が図られています。

また、防火・救命講習などは小学校単位で実施されていますが、多くの人が参加できるよう、より小単位となる各地区での実施が求められています。

○出火件数と救急出動件数の推移

	出火件数(件)		救急出動件数(件)	
	遠賀町	遠賀郡平均	遠賀町	遠賀郡平均
平成23年度	6	10.5	893	1,136.5
24年度	10	9.3	899	1,177.5
25年度	7	6.5	890	1,189.8
26年度	8	8.3	950	1,187.3
27年度	10	7.3	981	1,275.5
5年間平均	8.2	8.4	922.6	1,193.3

(府内資料)

*1 AED(Automated External Defibrillator):自動体外式除細動器。強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能がある小型の器械。初めての人でも簡単に使えるように設計されている。

主要な取り組み

消防力の強化

■火災予防

- ・住宅用火災警報器の設置促進や更新の周知に向けた広報活動に取り組みます。

■消防施設

- ・消防車両や消防水利の計画的な更新を図ります。

■団員確保

- ・「自分の町は自分で守る」という消防団の必要性について、広報おんがやホームページなどで広報活動に取り組むとともに、子どもや女性の被災者に対するケアの必要性を考慮し、女性団員の確保にも努めます。

救命装置の拡充

- ・公共交通施設や商業施設などへの設置を働きかけます。

防火・救命講習の推進

- ・遠賀郡消防本部や住民団体などと連携し、防火・救命講習などを継続するとともに、各地区での開催を検討します。



防火・救命講習

現状と課題

上水道

遠賀町は中間市の給水区域内にあり、中間市から水道水の供給を受けています。料金は福岡県平均よりも低く、水道普及率は99.5%です。現在、当面の水需要には対応できますが、今後も安定した供給を維持するため、給水施設の維持・管理体制の保全を中間市に働きかけるとともに、節水意識の普及啓発などが必要です。

特に、災害発生などの緊急時における水の供給は基本的なライフラインとして重要で、非常時の水源確保について検討する必要があります。

下水道

遠賀町の下水道は、農業集落排水として平成9年度に老良地区、平成11年度に尾倉・若葉台地区、平成17年度には遠賀北部地区で供用を開始しました。さらに、遠賀川下流域関連公共下水道が、平成15年度に一部供用を開始するとともに、民間開発住宅団地の汚水処理施設を地域下水道として維持管理しています。これらの下水道計画区域外の地域は、小型合併処理浄化槽の設置を促進し、水質の保全を図っています。平成27年度末の汚水処理人口普及率は約96%で、このうち遠賀川下流域関連公共下水道が約61%、農業集落排水が約11%、合併処理浄化槽(地域下水道含む)が約24%です。一方で、平成27年度末の行政人口に対して実際に下水道を使用している人の割合は約90%で、早期接続が課題となっています。

住民意識調査では、「下水道等の整備(し尿処理、排水処理)」が今後の取り組みで重要と思う項目の第4位(54項目中)になっており、施策の充実が強く求められています。

○水道料金

	基本水量(m ³)	基本料金(円)	20m ³ 使用した場合の料金(円)
遠賀町(=中間市)	10	770	2,440
岡垣町	10	1,000	2,880
芦屋町・水巻町(=北九州市)	10	680	2,160
福岡県平均	—	—	3,661

(福岡県の水道、平成27年3月31日現在)

主要な取り組み

上水道の安定供給の促進

- ・給水施設の維持・管理体制の強化を中間市へ働きかけます。
- ・節水意識の高揚を図るため、広報おんがやホームページなどで啓発に努めます。
- ・災害時などにおける水の安定供給を図るため、北九州市と福岡都市圏を結ぶ北部福岡緊急連絡管¹の活用を検討します。

下水道などの整備

■農業集落排水

- ・水洗化工事の促進を図るため、広報おんがやホームページなどで啓発に努めます。
- ・経営安定化のための適正な使用料の設定に努めます。

■公共下水道

- ・遠賀川下流域関連公共下水道の事業計画区域内の計画的な整備を図り、特に、人口密集地域における整備、公共下水道区域に近接した尾倉・若葉台地区の公共下水道接続に取り組みます。
- ・水洗化工事の促進を図るため、広報おんがやホームページなどで啓発に努めます。
- ・経営安定化のための適正な使用料の設定に努めます。

■地域下水道

- ・適正な維持管理に努めるとともに、経営安定化のため公共下水道への計画的な接続を図ります。
- ・老朽化したマンホール蓋、樹蓋の改築工事を行うとともに、公共下水道に接続後、機能廃止した地域下水道施設を撤去し、跡地の有効活用を検討します。

■小型合併処理浄化槽

- ・下水道計画区域外における、小型合併処理浄化槽の設置を促進します。



*1 北部福岡緊急連絡管：地震のような自然災害や施設事故などの緊急事態に対する危機管理対策として、緊急時に水道用水を北九州市と福岡都市圏の間で相互に融通ができる連絡管。

I-5 道路網の整備



現状と課題

国道

遠賀町の中央を東西に走る一般国道3号は、平成13年に今古賀交差点の上り線の立体化が完了しましたが、下り線が平面交差であるため、交通渋滞や交通事故が発生しています。交通渋滞の解消や安全性の向上のため、平成28年度から着工された交差点改良(下り線立体化)の早期完了が望まれています。

県道

一般県道浜口・遠賀線や岡垣・遠賀線では、福岡県が景観や機能面に配慮した歩道などを整備しています。主要地方道宮田・遠賀線では、新たな跨線橋が整備され、平成24年度に供用を開始しました。また、主要地方道直方・芦屋線や黒山・広渡線の一部区間は改良工事が完了していますが、遠賀町内外との物流や交流を支援する交通機能が十分な状況ではありません。一方で、未整備の都市計画道路は、社会状況の変化などを踏まえて平成22年度から見直しを実施しています。

町道

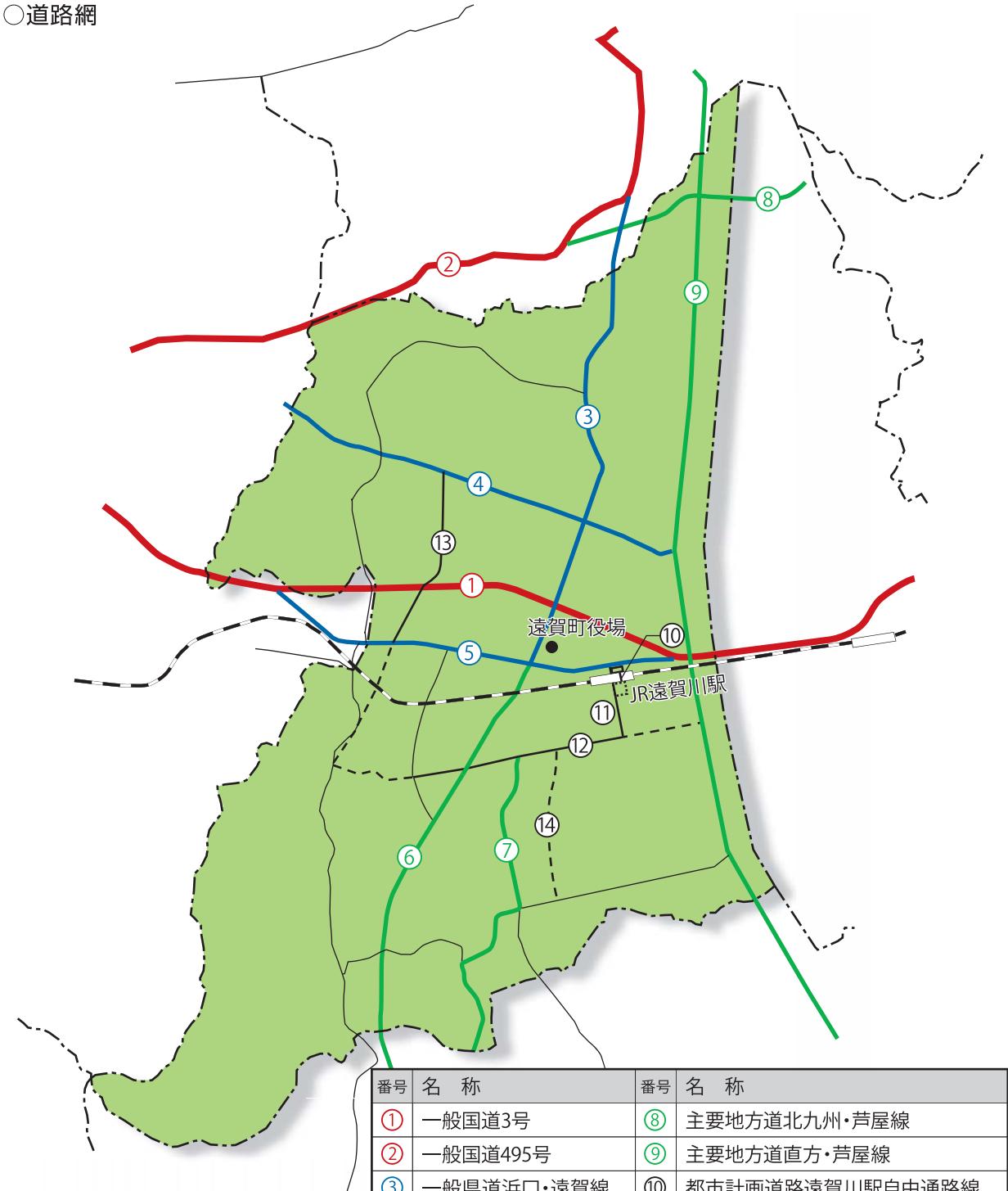
遠賀町では、交通量の増加などに合わせて、計画的な町道の舗装改良や歩道の整備などに取り組んでいますが、住民意識調査では、「生活道路の整備(町道、住宅まわりの道路等)」が今後の取り組みで重要と思う項目の上位に挙がっています。

また、福岡県が実施中の県営河川戸切川改修事業により、JR鹿児島本線のガード下を通過する町道山手線が通行困難となり、路線を切り替える必要があります。

橋りょう

遠賀町が管理する道路橋は、平成28年現在で257橋あり、建設後50年を経過する橋りょうは、20年後に50%程度まで増加します。これら橋りょうの修繕や架け替え費用の急増に備え、事後保全型の維持管理を見直し、計画的な維持管理を行う必要があります。

○道路網



番号	名 称	番号	名 称
①	一般国道3号	⑧	主要地方道北九州・芦屋線
②	一般国道495号	⑨	主要地方道直方・芦屋線
③	一般県道浜口・遠賀線	⑩	都市計画道路遠賀川駅自由通路線
④	一般県道黒山・広渡線	⑪	都市計画道路駅南線
⑤	一般県道岡垣・遠賀線	⑫	都市計画道路老良・上別府線
⑥	主要地方道宮田・遠賀線	⑬	都市計画道路尾崎・上別府線
⑦	主要地方道宮田・遠賀線	⑭	都市計画道路木守・浅木線

平成28年4月1日現在
(府内資料)

主要な取り組み

幹線道路の整備

■都市計画道路

- ・必要性や実現性を考慮しながら見直し、関係機関と連携して計画的な整備を図ります。

■道路ネットワーク

- ・『遠賀町都市計画マスタープラン』¹に基づき、適正な道路ネットワークを検討します。
- ・遠賀郡内の物流や交流を促進する道路ネットワークを拡充するため、水巻町への架橋や岡垣町とを結ぶ道路網を検討します。
- ・町内をネットワーク化し、地域間を円滑に移動できる道路網を検討します。

■一般国道3号

- ・今古賀交差点改良(下り線立体化)工事の早期完了に向けて、今後も継続して関係機関へ働きかけます。

■主要地方道直方・芦屋線

- ・芦屋町と中間市方面を結ぶ主要地方道直方・芦屋線の歩道整備について、関係機関へ働きかけます。

■一般県道岡垣・遠賀線

- ・一般県道岡垣・遠賀線のバリアフリー化事業について、関係機関へ働きかけます。

■町道老良・上別府線

- ・県道宮田・遠賀線と県道直方・芦屋線を連結させ、JR鹿児島本線遠賀川駅南側の新しいまちづくりの核となる幹線道路の早期完了を目指します。

■町道山手線

- ・千代丸踏切の移設・拡幅を行い、町道山手線の路線を切り替えるとともに、歩道整備による通学路の安全確保に取り組みます。



一般国道3号の今古賀交差点



主要地方道 直方・芦屋線

生活道路の整備

- ・老朽化した舗装などを補修するとともに、歩行者や車いす使用者などの安全性確保に向けた整備を行います。
- ・『遠賀町狭あい道路拡幅整備促進計画』²に基づき、安全で快適な生活道路の整備を図ります。特に、地元からの要望も踏まえて、優先度の高い地区の狭あい道路の早期解消に取り組みます。

橋りょうの長寿命化

- ・『遠賀町橋りょう長寿命化修繕計画』³に基づき、町道を構成する橋りょうの耐久性や安全性を高め、計画的な維持管理を図ります。



*1 遠賀町都市計画マスタープラン(平成21年度策定):都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、都市計画の指針として地区別の将来あるべき姿をより具体的に示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備などの方針を明らかにした計画。

*2 遠賀町狭あい道路拡幅整備促進計画(平成23年度策定):幅員4メートル未満の狭あい道路(建築基準法第42条第2項道路)を拡幅整備し、災害に強い快適な住環境を作るための計画。

*3 遠賀町橋りょう長寿命化修繕計画(平成24年度策定):今後、老朽化した橋の修繕や架け替えには多額の費用が必要となることが予想されるため、橋の予防的な修繕や計画的な架け替えを実施し、修繕費用を縮減するための計画。

I-6 住宅・住環境の整備



現状と課題

住宅事情

遠賀町は、遠賀郡内で岡垣町に次いで持ち家率が高いことに加え、1世帯当たりの延べ床面積が広く、良好な居住環境に恵まれていますが、着工新設住宅戸数は平成17年の213戸をピークに減少傾向が続き、平成27年には111戸になっています。一方で、平成27年度に戸建て住宅を対象に町内全域で実施した実態調査では、173戸を空家と認定しました。

耐震改修の促進のため、平成25年度には遠賀町木造戸建て住宅耐震改修工事費補助金交付要綱を制定し、遠賀町の住宅耐震化率は平成27年度末現在、特定建築物¹が約86%、一般住宅が約70%となっています。住宅の安全性を確保するためには、『遠賀町耐震改修促進計画』²の目標(平成29年度末で90%)達成に向けて、関係機関と連携した一層の取り組みが必要です。

町営住宅

既存の町営住宅には、老朽化に伴う施設の改善が必要なものもあり、今後、その改修費用が増大することが課題になっています。全国的に人口減少が進むなか、遠賀町の町営住宅においても、『遠賀町営住宅長寿命化計画』³に基づく適正な供給・維持管理手法の検討が求められます。

主要な取り組み

住宅・住環境づくり

■既存住宅の有効活用の促進

- ・『遠賀町空き家等対策計画』に基づき、空き家などの登録制度を活用するとともに、広報おんがやホームページなどで、住民や移住希望者向けに遠賀町内の空き家情報を発信します。また、周囲の迷惑となるような老朽した危険な空き家については解体補助金を交付し、周辺住民の住環境の改善に努めます。

■安全・安心な住宅づくりの促進

- ・関係機関と連携し、住宅の耐震改修やバリアフリー化などの安全・安心な住宅づくりに関する情報を提供するとともに、遠賀町木造戸建て住宅耐震改修工事費補助金交付要綱に基づき、木造戸建て住宅の耐震改修を促進します。

■町営住宅の適正な管理

- ・『遠賀町営住宅長寿命化計画』を見直し、町営住宅の適正な供給量を検討するとともに、計画的な修繕、設備改修などによる居住環境の改善に努めます。

*1 特定建築物:不特定多数の者が利用し、その用途分類に応じて一定の規模(面積・階数)を有するとして法に定められた建築物。
 *2 遠賀町耐震改修促進計画(平成20年度策定):地震による建築物倒壊などの被害から住民の生命、身体及び財産を適正に保護するために、国・県をはじめ、地域住民などとの連携を図りながら、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための計画。
 *3 遠賀町営住宅長寿命化計画(平成22年度策定):予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、町営住宅の長寿命化によるライフサイクルコストの削減と事業量の平準化を図るための計画。

I-7 交通・通信基盤の整備



(1) 公共交通

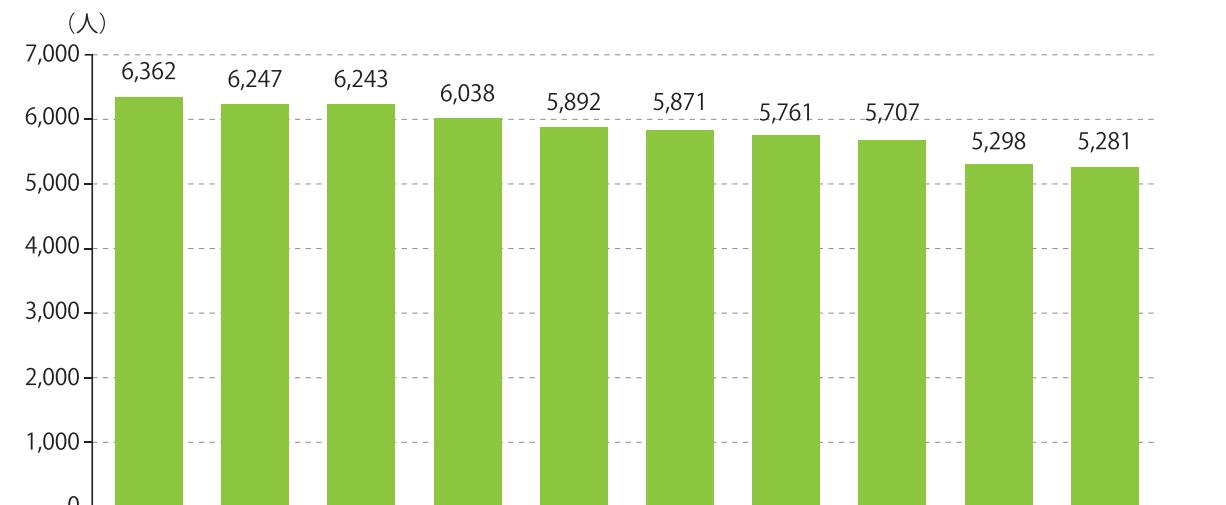
現状と課題

遠賀町の玄関口であるJR遠賀川駅は、1日当たりの乗降客数が年々減少し、平成27年度には5,281人となっています。

民間交通機関のバス路線は、町南部方面への1路線のみで非常に不便な状況です。そのため、平成17年度から町内全域を巡回する遠賀町コミュニティバスの運行を開始しており、定期的に路線を見直しながら運行することで、その利用者数は平成22年度の57,814人から年々増加し、平成27年度には96,852人となっています。

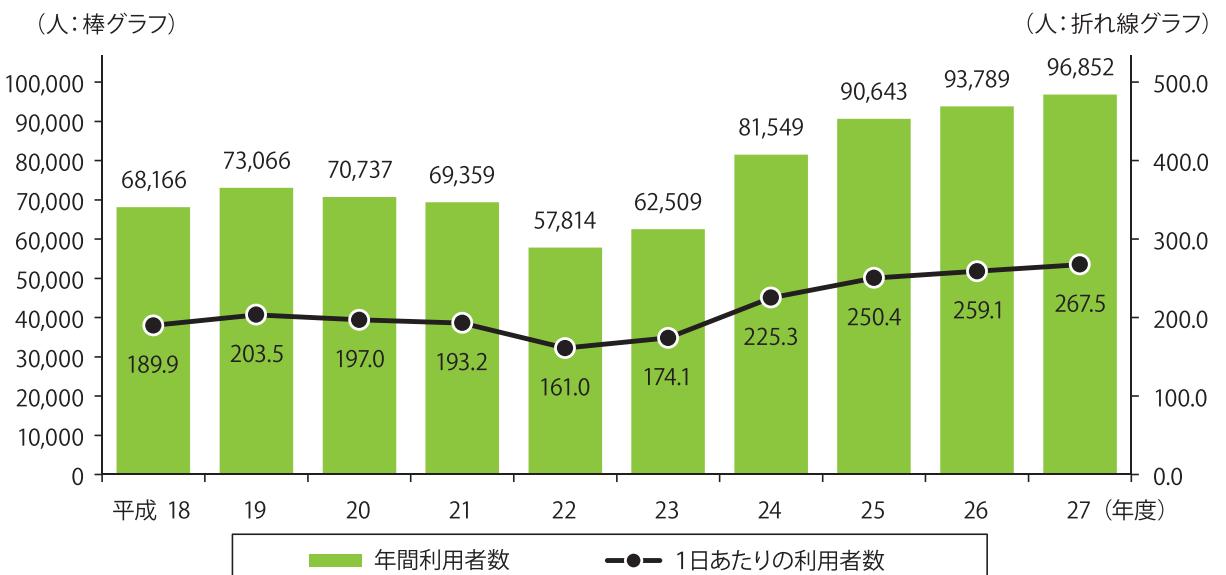
しかし、住民意識調査では、遠賀町が取り組むべき今後の重要度として、「公共交通の充実」は54項目中でJRが第3位、バス路線が第14位と高く、公共交通における総合的な取り組みが求められています。今後は、JR遠賀川駅南地区の開発に伴い、JR遠賀川駅周辺の交通結節機能の向上と町全体の公共交通網の整備を図る必要があります。

○JR遠賀川駅1日当たりの乗降客数の推移



(府内資料)

○遠賀町コミュニティバスの利用者数



(府内資料)

主要な取り組み

公共交通の充実

- ・まちづくりの軸となる公共交通ネットワークを形成し持続させていくため、新たに『遠賀町地域公共交通網形成計画¹』を策定します。
- ・利用者増を図るため、遠賀町コミュニティバスの路線や時刻表を定期的に見直し、利便性の向上に努めます。
- ・JR遠賀川駅を中心とした一体的な交通網の整備について、利用しやすい環境づくりのため、西鉄バス、芦屋町タウンバスなど関係する公共交通機関と意見交換、情報共有などを行います。



遠賀町コミュニティバス

¹ 遠賀町地域公共交通網形成計画(平成29年度策定予定):まちづくりの軸となる利便性の高い地域公共交通ネットワークを形成し持続させていくため、交通事業者等と協力して、その将来像や方策について定めた計画。

I-7 交通・通信基盤の整備



(2) 地域情報化

現状と課題

遠賀町では、『遠賀町地域情報化計画¹』に基づき、地域インターネット²の整備やホームページのリニューアルを実施し、暮らしの情報・議会情報・イベント映像の配信や施設予約状況の確認など、住民サービスの向上を図っています。民間通信事業者の光ケーブル³回線についても、平成27年度までに町内ほぼ全域で利用できるようになっており、スマートフォンやタブレット端末で利用する無線通信を含めると情報通信基盤整備はおおむね100%と考えられます。一方で、パソコンやスマートフォンなどを持たず、インターネットによる行政サービスなどを利用できない人も、平等にサービスを受けやすくなるような工夫も求められます。

住民意識調査では、「遠賀町ホームページの見やすさ・内容等」に対する満足度は第20位(54項目中)、「光ケーブル等高速回線の整備状況」に対する満足度は第29位(54項目中)であり、引き続き地域情報の発信や情報通信基盤を利用しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

また、消費生活相談には有料サイトの架空請求等、ネット通信関連の相談が増加傾向にあり、ネット犯罪の被害防止に向けた意識啓発が必要です。

主要な取り組み

ユビキタスネットワーク社会⁴の推進

■通信基盤

- ・『遠賀町地域情報化計画』に基づき、町内の情報化を推進し、住民サービスの向上を図ります。また、光ケーブル回線の未整備地域への整備を引き続き民間通信事業者へ働きかけます。
- ・パソコンやスマートフォンなどを持たず、インターネットを利用できない人も、マイナポータル⁵などの行政サービスを確認することができるよう、役場内などに無料でインターネットを利用できる環境を整備します。

■情報通信

- ・遠賀町中央公民館に整備した情報活動室を活用し、パソコン教室などを通じて、情報リテラシー⁶の向上とネット犯罪の被害防止に向けた意識啓発に努めます。
- ・SNS⁷など情報通信における双方向コミュニケーションシステムの活用を検討します。



パソコン教室

*1 遠賀町地域情報化計画(平成28年度策定):ICT(情報通信技術)を活用した住民サービスの向上や効率的で高度な行政運営の実現に向けた計画。
 *2 地域インターネット:地域の教育・行政・福祉・医療・防災などサービスの高度化を図るため、学校・図書館・公民館・役場などの公共施設を高速・超高速で接続するネットワークのこと。
 *3 光ケーブル:電気信号を光に変えて通信を行う光通信を使用するケーブル。大容量のデータを伝送することができ、信号の減衰が少ないため通信速度が低下にくい。

*4 ユビキタスネットワーク社会:だれでも、いつでも、どこでも情報を利用できる社会。
 *5 マイナポータル:行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報を、いつ、どこでやりとりしたのか確認できるWebサイト。
 *6 情報リテラシー:情報機器やネットワークを活用して情報やデータを取り扱ううえで、必要となる基本的な知識や能力のこと。
 *7 SNS(Social Networking Service):人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイト。

II

はつらつと生活 できるまちづくり

II-1 福祉サービスの充実

- (1)児童福祉
- (2)高齢者福祉
- (3)障害者福祉
- (4)低所得者支援

II-3 健康づくり

II-4 年金制度の推進

II-2 医療体制の充実

II-5 福祉ネットワーク網の
充実



II-1 福祉サービスの充実



(1)児童福祉

現状と課題

子育て支援

遠賀町では、『遠賀町子ども・子育て支援事業計画¹』に基づき、待機児童解消に向けて民間の保育所3園の増改築を行いました。また、平成27年10月からは0～2歳児を保育することができる事業所内保育施設を1か所認可し、保育の受け入れ体制の拡大を図りました。そのほか、事業所内保育施設を除く民間の保育所3園で延長保育・障害児保育・一時保育を行っています。さらに、遠賀中間医師会おんが病院内の「ぞうさんルーム」では病児・病後児保育を行っていますが、平成25年度以降は利用者数が横ばいの状況です。

また、平成22年度から育児不安を軽減し、楽しい育児を支援するため、ふれあいの里センター内に子育て支援ひろば「ぐっぴい」を開設しました。ここでは、育児に関する情報提供などを行っており、平成26年度からは遠賀町中央公民館に「ぐっぴい」の出張ひろばである「おでかけぐっぴい」を週1回開設、平成27年度からは「ぐっぴい」の開所を週3回から週4回へと増やしていますが、今後もより利用しやすい体制づくりを進めていく必要があります。

遠賀町の乳幼児・子ども医療制度は、平成28年に子ども医療制度に改正し、中学3年生までの入院通院医療費の自己負担相当額を、所得に関係なく全額公費負担するよう拡大しました。さらに、ひとり親家庭等医療費支給制度により、母子家庭や父子家庭などにおける医療費の自己負担軽減を図っています。

学童保育は、3つの小学校区の専用施設で放課後における留守家庭児童の指導などを行っていますが、近年、登録児童数が増加傾向にあるため、受け入れ体制の拡充を図っていきます。

また、遠賀町には、私立の幼稚園が1園あり、お泊り保育・芋植え芋掘り・もちつき・作品づくりなどの体験学習を通じて、生きる力と知恵を身につけています。国は、平成18年度に幼稚園と保育所の機能を兼ね備え、保護者に対する総合的な子育て支援を行う「認定こども園」を創設しましたが、町内にはまだありません。

子どもの保護

近年、児童虐待が急増し、全国的な社会問題の1つとなっているため、関係機関と連携した虐待防止の体制づくりとともに、虐待や権利侵害を未然に防ぐ意識啓発が求められています。また、児童虐待につながる状況を防止するためには、子育てに孤立感を持つ保護者などを地域で支え、不安をやわらげる支援が必要です。平成23年度からは児童虐待の早期発見を目的とした「はじめのはじめのいっぽセミナー」を開催しており、引き続き子育ての不安を緩和できる場所づくりに取り組む必要があります。

主要な取り組み

子育て支援環境の充実

- ・乳児保育や病児・病後児保育の充実を図るために、利用者のニーズを把握しながら、必要に応じて施設運営の見直しを検討します。
- ・利用しやすい施設運営を図るために、子育て支援ひろば「ぐっぴい」の週6日開所や、情報提供・相談体制の充実に向けて、常勤保育士の配置を検討します。
- ・子育てに関する相談について、継続して実施します。
- ・子育て世帯に子ども医療費の助成を継続します。
- ・学童保育施設の整備や小学校の教室の効率的な活用など、待機児童を発生させないよう受け入れ体制の拡充を図ります。
- ・子育て世帯の負担を軽減する国基準より軽減した保育料の算定基準を、今後も継続します。
- ・0歳から15歳までの子どもがいる世帯に対し、遠賀町ブランド米「夢れんげ」を配布することで、町の特産品を食べる機会をつくり、地域への愛着を深めます。
- ・幼児教育の推移を見据えながら、幼稚園に対する支援を継続します。



おでかけぐっぴい



夢れんげ

虐待防止体制の強化

- ・保育所や小中学校、主任児童委員²や民生委員・児童委員³などの見守り、「はじめのはじめのいっぽセミナー」の開催などにより、虐待の早期発見に努めます。
- ・虐待が認められたときや疑いがある場合、福岡県宗像児童相談所や福岡県宗像遠賀保健福祉環境事務所と連携し、児童の保護に努めます。さらに、遠賀町要保護児童対策地域協議会⁴において、地域や関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止活動を実施します。

¹ 遠賀町子ども・子育て支援事業計画(平成26年度策定):遠賀町の子どもの成長や子育ての悩み・問題などの解決に向け、今後の取り組みの方向性や目標を総合的に定めた計画。

² 主任児童委員:不登校、いじめなど児童問題に関して専門的に取り組んでいる人。町内に2人配置されている。

³ 民生委員・児童委員:病気や介護、育児など地域でのさまざまな日常的相談に対して、役場と連携しながら対応する人。各地区に1人以上配置されている。

⁴ 遠賀町要保護児童対策地域協議会:児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置された協議会。要保護児童の早期発見と適切な保護を目的として、要保護児童とその保護者に対する支援の内容について協議を行う機関。

II-1 福祉サービスの充実



(2)高齢者福祉

現状と課題

高齢者福祉サービス

超高齢社会の進行に合わせて、遠賀町でも要介護認定者が増加しており、居宅での介護力の確保が今後の課題になっています。

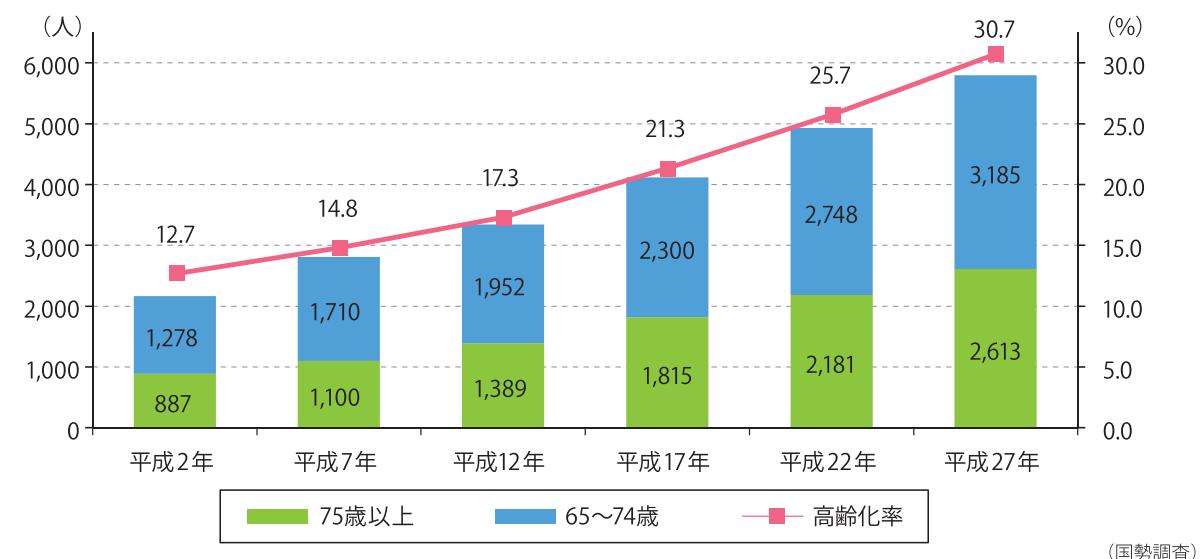
遠賀町では、福祉サービスの充実として『遠賀町高齢者保健福祉計画¹』に基づき、遠賀町社会福祉協議会と連携して、いきいきデイサービス²などを実施するとともに、福岡県介護保険広域連合では、高齢者の状態に応じたさまざまな介護サービスを提供しています。平成24年度から福祉課内に地域包括支援センターが設置され、総合的な相談・支援、権利擁護や虐待防止、介護予防ケアマネジメント、ケアマネジャーへの支援を行っています。平成26年度に介護保険法が改正され、高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

また、高齢者福祉施設は要介護認定者の増加に伴い、利用者が増えることが予測されます。

生きがい対策

今後、団塊の世代が75歳以上を迎える平成37年(2025年)に向け、技術や経験を持った元気な高齢者の増加が予測されます。遠賀町では高齢者の生きがいづくりとして、高齢者が地域社会に参加し、経験と能力を生かす場である遠賀町シルバー人材センターや老人クラブを支援しています。しかし、遠賀町シルバー人材センターは、国からの補助基準に対応するため、派遣事業の拡大が必要となってきています。一方で、老人クラブは各クラブでの活動は活発なもの、会員の確保や高齢化による役員のなり手不足などの課題を抱えています。

○高齢者数・高齢化率の推移



*1 遠賀町高齢者保健福祉計画(平成26年度策定):超高齢社会に備えるため、基本的な政策目標を定め、その実現に向けた取り組みを定めた計画。
*2 いきいきデイサービス:介護保険で自立できると判定された人を対象に、引きこもり防止や身体機能の維持を図り、生きがいのある在宅生活を過ごせるようリズム体操などのレクリエーションを通じて支援する事業。

主要な取り組み

地域包括ケアシステムの構築

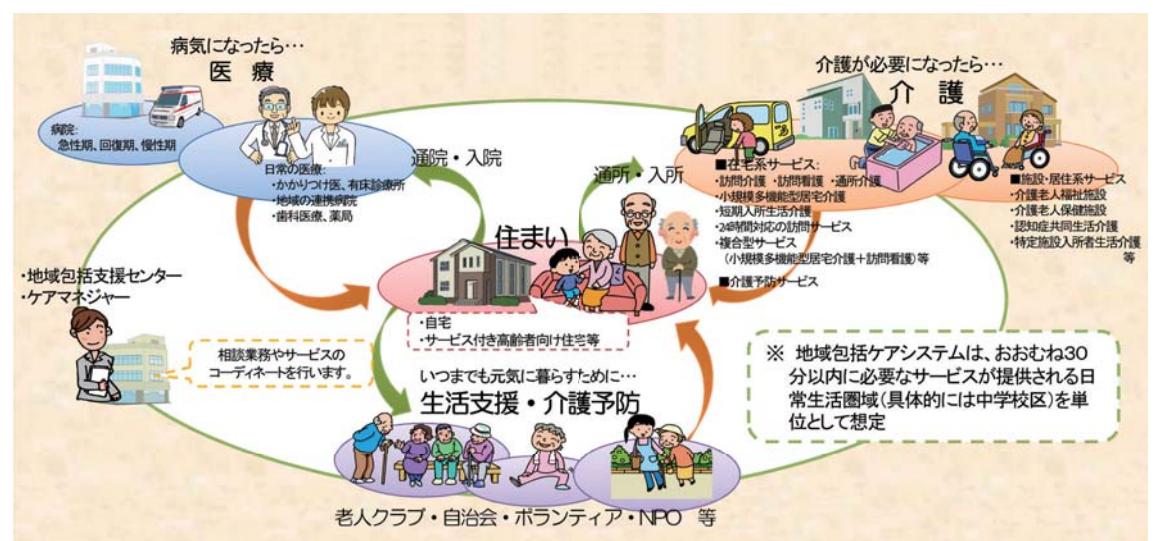
■高齢者福祉サービスの充実

- ・遠賀町地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携した地域包括ケアを推進します。また、地域ケア会議の充実を図り、地域課題や遭遇困難事例への対応を強化します。
- ・介護予防のさらなる推進のため、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。
- ・在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援サービスの体制整備を推進します。
- ・平成28年度から受信センター方式³に移行した緊急通報システムを活用し、人感センサーなどによる安否確認や健康相談の充実、受信センターからの定期的な状況確認を行うなど、見守り体制の強化を図ります。
- ・施設、居住系サービスの待機者状況などを十分に把握し、介護老人保健施設などの整備促進を図ります。
- ・日常生活の利便性の向上を図るため、買い物困難者対策として平成25年度から開始した移動販売事業を継続します。

■生きがい対策と社会参加の促進

- ・遠賀町シルバー人材センターへの公共事業の事業委託などにより、高齢者の経験と能力を生かす場の創出を図ります。また、関係機関と連携し、専門的分野における人材派遣の活用などを検討します。
- ・老人クラブの活性化や地域における役割、経験と能力を生かす機会の創出に資する支援策を検討します。

○地域包括ケアシステムの姿



*3 受信センター方式:緊急通報装置を設置している人が、緊急ボタンを押すと遠賀郡消防本部に直接つながるのではなく、受信センターのオペレーターにつながる方式のこと。医療・福祉の有資格者が、24時間365日体制で対応する。

II-1 福祉サービスの充実



(3) 障害者福祉

現状と課題

障害者福祉サービス

町内には就労支援や生活支援を行う通所・入所施設が5か所、在宅生活を支える居宅介護等の事業所が4か所あります。そのうち、町内にある障害者支援センターさくら¹は、遠賀郡内で連携してサービスの提供に取り組んでおり、施設の大規模改修を実施したことなどで活動の質が向上しました。

しかし、障害者自身や扶養義務者の高齢化などに合わせて、家庭での負担が大きくなっている状況です。そのため、障害者が自立した生活や社会参加ができるように、今後も在宅福祉施策の充実や障害者総合支援法によるさまざまなサービスの提供が必要であり、とりわけ「親亡き後」の生活を整えるための緊急時の受け入れや、24時間対応できる相談支援体制などの「地域生活支援拠点」の整備が求められています。

また、遠賀町では、障害児の放課後や長期休暇中の活動の場として、島門小学校の余裕教室を利用した障害児学童保育を実施していますが、利用しやすい体制の整備ができていないため、利用者数が伸び悩んでいます。児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業についても町内では不足しています。

今後は、広域連携によるサービスの維持・向上を図るとともに、不足しているサービスの確保について検討していく必要があります。

ユニバーサルデザインのまちづくり

遠賀町では、『遠賀町ひとにやさしい福祉のまちづくり整備基本計画』²に基づき、安心して生活できる環境整備として、遠賀町中央公民館・地区公民館・遠賀コミュニティーセンター・道路など公共施設の改善を推進してきました。今後も、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が利用しやすく円滑に移動できる施設づくりなど、町内全域がユニバーサルデザインになるまちづくりが求められています。

また、一人ひとりが障害者に対する理解を深め、だれもが日常生活において気配りや手助けを自然に行う、心のバリアフリーに対する啓発も求められています。

主要な取り組み

障害者福祉サービスの充実

■ 在宅生活の支援

- ・『遠賀町障害福祉計画』³に基づき、在宅支援サービスの充実を図るとともに、既存施設を利用したサービスを継続します。
- ・障害児学童保育について、放課後等デイサービス事業への移行を検討し、障害児の活動の場の確保に努めます。

■ 活動支援

- ・障害者の活動を支援するため、平成25年に施行された「障害者優先調達法」に基づき、公共施設内における軽作業の事業委託や物品の購入などを推進し、雇用の創出を促進します。

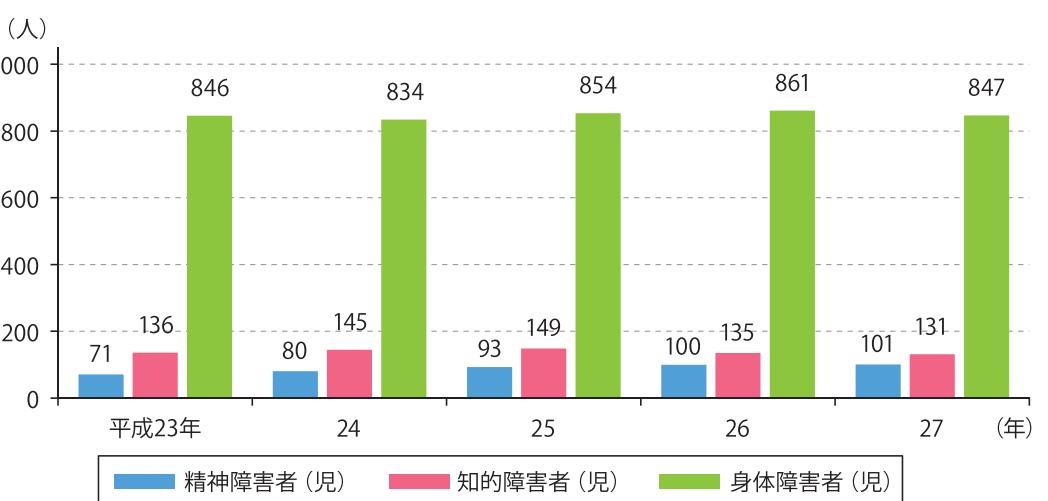
■ 広域対応

- ・多岐にわたる障害の種類やニーズに対応するため、周辺自治体や障害者施設と連携し、遠賀中間地域障害者自立支援協議会における事例検討や協議を重ね、相談体制の充実や地域生活支援拠点の整備方法を検討します。

障害者に優しい環境づくりの推進

- ・『遠賀町ひとにやさしい福祉のまちづくり整備基本計画』に基づき、町内のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、ノーマライゼーション⁴の理念を啓発します。
- ・障害者週間に合わせた啓発、遠賀町健康福祉まつりの開催などを通じて、障害者福祉に対する意識の高揚を図るとともに、手話講座などへの参加促進や障害者支援団体への協力に努めます。

○ 心身障害者数の推移



(府内資料)

*1 障害者支援センターさくら：遠賀町にある障害者が日中活動を行う施設。生活介護事業と地域活動支援センター事業を行っており、遠賀郡4町で運営をしている。

*2 遠賀町ひとにやさしい福祉のまちづくり整備基本計画(平成15年度策定)：ユニバーサルデザインのまちづくりにより、だれもが自立して快適に暮らせる生活環境を確保し、遠賀町における福祉のまちづくりへの取り組みや進め方についてまとめた計画。

*3 遠賀町障害福祉計画(平成26年度策定)：障害者総合支援法に基づき、障害者(児)がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付そのほかの支援を行い、障害者(児)の福祉の増進を図るために策定。

*4 ノーマライゼーション：障害者や健常者を区別することなく、お互いがともに社会生活を送ることが正しく、望ましい姿であるという社会福祉における考え方。ソフト・ハード両面の取り組みも含まれる。

II-1 福祉サービスの充実



(4) 低所得者支援

現状と課題

社会情勢の変化や景気の低迷などの影響で、低所得者層が増加しています。また、労働者派遣法の改正により、非正規雇用のすそ野が広がったことで、従来のフリーターに加え、家計を支える担い手の多くが派遣社員などの非正規雇用者になっている状況です。そのため、正規・非正規間の雇用条件の格差やワーキングプア¹などが社会問題になっています。さらに、低所得になりやすい高齢者一人世帯・障害者・母子家庭なども今後増加すると予測されています。

遠賀町でも同様の状況にあると考えられ、生活保護率は福岡県内・遠賀郡内平均を下回るもの、全国と同水準で推移しています。そのため、ケースワーカーや民生委員・児童委員などの協力により、被保護世帯に対して自立に向けた相談や支援を実施していますが、高齢や病気などで働くことが困難な世帯が多く、社会から孤立しがちな被保護世帯のそれぞれの状況に合わせた、自立を促進する取り組みが求められています。

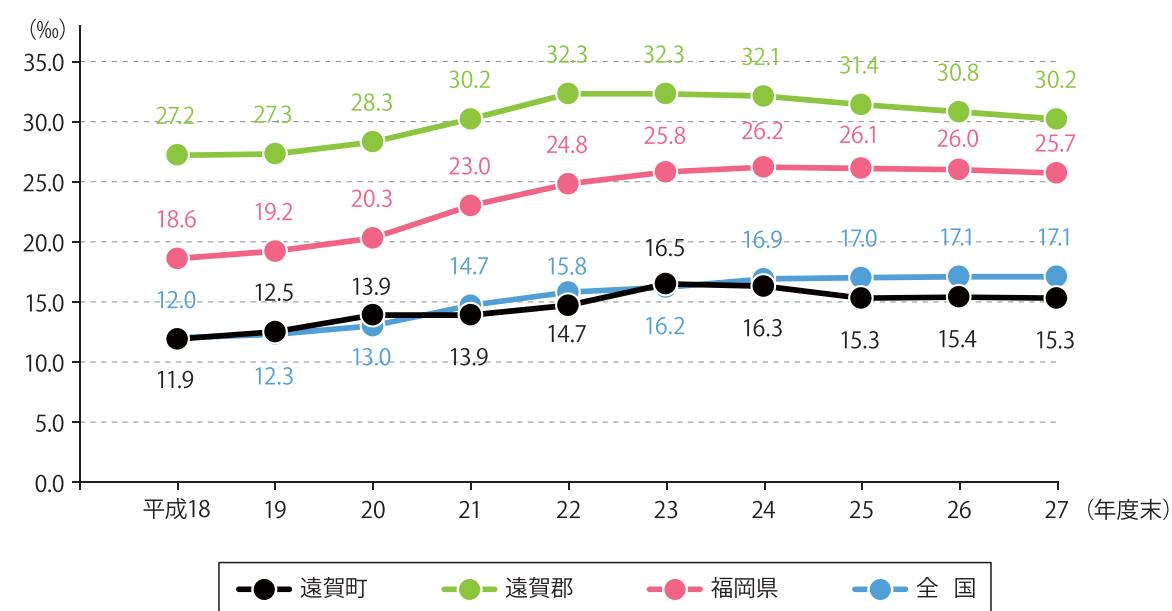
また、生活保護基準に達していないものの、働きたくても働けない人や住む所がない人など、さまざまな生活困窮者に対する支援も求められています。

主要な取り組み

自立支援体制の充実

・就労支援員²やケースワーカー、生活困窮者自立相談支援員³を中心に、遠賀町民生委員児童委員協議会や関係機関との連携を強化し、低所得世帯の生活改善を図り、自立を支援します。

○生活保護率の推移



注：単位%は、パーミル、千分率であり、人口千人当たりの被生活保護者数を示す。

(府内資料)

*1 ワーキングプア：正規雇用者並み、あるいは正規雇用者としてフルタイムで働いてもギリギリの生活でさえ維持が困難、もしくは生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者層のこと。働く貧困層と解釈される。

*2 就労支援員：各福祉事務所などにおいて、低所得者の就業に関する相談などをを行う専門の支援員。

*3 生活困窮者自立相談支援員：生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援を行うとともに、事業利用のためのプラン作成などをを行う。福祉事務所設置自治体が設置。

II-2 医療体制の充実



現状と課題

医療サービス

遠賀町には、診療所が22か所、病院が4か所あります。救急医療として、平成21年度から遠賀中間医師会おんが病院内の遠賀中間地区休日急病センターで日祝日の昼間に一次医療¹、夜間に電話相談事業を実施しており、利用者は増加傾向です。

さらに、日祝日と夜間には遠賀郡4町と中間市・北九州市が連携し、病院群輪番制病院等運営事業²による二次医療³を実施しています。住民意識調査では、「消防・救急体制の整備」が今後の取り組みで重要と思う項目の第8位(54項目中)になっており、救急体制のさらなる充実が求められています。

健康保険

国民健康保険や後期高齢者医療制度における一人当たりの医療費が年々増加しており、両医療費の適正化を図るための対応が求められています。

平成30年度から、国民健康保険事業は安定した運営を目指すため、福岡県が保険者として財政を担うようになり、市町村は身近な窓口として加入・脱退や保険税の納付等の事務を行います。そのため、広域化への円滑な切り替えのための準備が必要になります。

主要な取り組み

医療・救急サービスの充実

- ・遠賀中間医師会や周辺自治体における医療機関との連携を強化し、医療体制や救急業務の充実を図ります。
- ・広報おんがやホームページなどにより、救急医療情報の周知を図ります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の安定運営

■医療費の適正化

- ・特定健康診査・特定保健指導⁴、健診結果相談会を推進し、生活習慣病の予防・早期発見により医療費の抑制に努めます。
- ・ジェネリック医薬品⁵の啓発に努め、利用を促進することで医療費に対する一人ひとりの意識高揚を図ります。

■納付率の向上

- ・国民健康保険制度の啓発や国民健康保険税に対する理解促進などにより、保険税の納付率向上を目指します。
- ・福岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の啓発などに努め、保険料の納付率向上を目指します。

■国民健康保険事業運営の広域化

- ・平成30年度からの新体制への切り替えを円滑に行うため、業務の見直しや情報処理システムの改修等を進めます。

*1 一次医療：外来診療で対応できる程度の医療。

*2 病院群輪番制病院等運営事業：地域内の病院群が共同連携して、日祝日・夜間などにおける重症救急患者などの二次医療を実施している。

*3 二次医療：入院が必要な状態の医療。そのほか、脳卒中など重篤な医療を実施する三次医療と大学病院などで最先端の医療を実施する高度医療がある。

*4 特定健康診査・特定保健指導：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・改善を目的として、40歳から74歳までの医療保険加入者（妊婦などを除く）を対象に、平成20年4月から新しい制度として始まった健康診断・保健指導。

*5 ジェネリック医薬品：新薬の特許が切れた後に販売される新薬と同じ有効成分を含んだ薬。安価でありながら新薬と同等の効果が得られ、後発医薬品ともいう。

II-3 健康づくり



現状と課題

母子保健

遠賀町では、妊娠期から乳幼児期までの相談・健康診査・赤ちゃん訪問など、安心して子育てに取り組むための支援を実施しています。特に、赤ちゃん訪問やすくすくひろば(乳児相談)は利用者が多く、出産直後からの育児不安の解消に役立っています。

また、乳幼児期からの健康づくりのため、母子健康手帳交付時の相談や乳幼児健診などあらゆる機会をとらえて、基本的な生活習慣の基礎をつくるための働きかけを行います。



すくすく広場

健康診査・予防事業

医療費の適正化を目的として、平成20年度から各保険者が特定健康診査・特定保健指導を行うことになりました。遠賀町では『遠賀町特定健康診査等実施計画』¹に基づき、40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者に対して、メタボリックシンドローム²に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見による重症化や合併症の抑制、生活の質の維持向上を図り、医療費の抑制に努めています。健康診査は、各地区公民館での集団健診や各医療機関での個別健診として実施していますが、受診率の向上が課題になっています。また、75歳以上の高齢者には、高齢者の医療の確保に関する法律³の制定により、福岡県後期高齢者医療広域連合が各医療機関で後期高齢者健康診査を実施するとともに、健康診査を受けやすい環境づくりとして、各地区公民館での集団健診でも受診できるようになっています。

平成21年度から、女性の節目の年齢における乳がん・子宮頸がん検診を無料で受診できる取り組みを実施しています。

予防接種は、法に基づいた定期接種を実施しており、健診や相談、個別通知等で周知に努めています。特に、法の改正による新規対象者には、もれなく周知することが必要です。

介護予防では、在宅の高齢者に対して通所により、健康チェック、入浴、給食、レクリエーション、送迎などのサービスを提供し、引きこもり防止を図るとともに、社会参加・交流の場の提供、生活機能低下の防止、要介護への移行の予防を行っています。しかし、新規参加者が少ないことや、利用者の身体機能や認知機能が悪化した場合に、慣れ親しんだ通所サービスから離れ難くなってしまい、適切な介護サービスにつながりにくいという例がみられます。今後は通所サービス内の機能評価を定期的に行うことや、運動機能向上に特化した教室の立ち上げを検討する必要があります。

*1 遠賀町特定健康診査等実施計画(平成24年度策定):高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上の被保険者について、平成20年度から糖尿病などの生活習慣病に着目した健診及び保健指導を行うことを示した計画。

*2 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群):内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態。

*3 高齢者の医療の確保に関する法律:国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成や保険者による健康診査などの実施に関する措置を講ずるとともに、後期高齢者医療制度対象者(75歳以上の人と65歳以上の障害がある人)に対する適切な医療の給付などを行うために必要な制度を設け、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として制定された法律。

主要な取り組み

母子保健事業の充実

・相談や健康診査・訪問事業などを継続するとともに周知徹底を図ります。また、参加者のニーズを把握しながら、内容の見直し・充実に取り組みます。

健康診査事業の推進

・特定健康診査の受診率向上を図るために、事業の啓発に努めます。また、健康診査を受けやすい環境づくりとして、各地区公民館での集団健診や各種がん検診との同時実施、各医療機関での個別検診を継続します。
・後期高齢者健康診査を受けやすい環境づくりとして、各地区公民館での集団健診や各種がん検診との同時実施を継続します。
・節目の年齢における乳がん・子宮頸がん検診を無料で受診できる取り組みを継続します。

予防事業の拡充

■予防接種・保健指導

・予防接種の必要性や受け方などの周知に努め、接種率の向上を図ります。
・国の予防接種検討委員会の情報収集に努めながら、予防接種事業を推進します。
・生活習慣の見直しを指導するため、特定健診後の結果相談会、訪問指導などで生活習慣病予防事業を推進します。

■健康づくり教室

・介護予防事業が必要な人を把握する方策や、介護予防教室に認知症予防を追加するなど内容を検討します。
・リフレッシュ教室⁴や悠遊ひろば⁵など、ニーズや目的に応じた健康づくり教室を推進します。また、食生活改善推進会と連携し、食に関する正しい知識の普及啓発に努め、特に子どものいる家庭や若い世代への食育を推進します。
・遠賀町協働のまちづくり出前講座などを活用して、健康づくりに関する情報及び知識の提供や意識の高揚を図ります。

*4 リフレッシュ教室:肥満や糖尿病など、生活習慣病予防のための運動を実施している教室。

*5 悠遊ひろば:加齢により衰える体力・筋力などの向上を図るために運動を実施している教室。

II-4 年金制度の推進

現状と課題

国民年金制度

健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした国民年金制度は、平成22年から社会保険庁に代わり、新たに設立された日本年金機構が運営しています。しかし、国民年金保険料の納付率は60%台と低く、年金財政の安定化を促進するため、未納者に対して年金制度の啓発や保険料の納付勧奨に努める必要があります。

主要な取り組み

国民年金制度の啓発

- ・年金事務所と連携して国民年金制度の啓発に努めるとともに、口座振替やコンビニ、インターネット納付などの利用を促進し、保険料の納付率向上を目指します。
- ・学生納付特例や免除申請などを含め、保険料納付免除制度の周知・勧奨に努めるとともに、窓口などにおける相談体制の充実を図り、年金受給権の確保に努めます。

II-5 福祉ネットワーク網の充実

現状と課題

遠賀町には、23自治区すべてに組織された福祉ネットワークがあり、要支援者や高齢者一人世帯などを訪問する見守り活動のほか、介護予防型サロン事業として地区公民館を活用した体操・栄養教室や口腔教室などを行っています。また、遠賀町と遠賀町社会福祉協議会、遠賀町在宅介護支援センターなどが連携し、相談・訪問事業を実施しています。平成23年度からは、認知症サポーター養成講座の出前講座を実施し、今後、増加が予測される認知症高齢者に対応するため、地域における見守り活動の普及・啓発を実施しています。

遠賀町では福祉意識の高揚とボランティア活動の活性化を図るために、健康福祉まつりなどのイベントを実施しています。さらに、ボランティア団体は、遠賀町社会福祉協議会が事務局である「ボランティア連絡協議会」で連携を図っており、高齢者一人世帯のお世話や、読み聞かせ音声広報の作成などを行っています。一方で、ボランティア連絡協議会に加盟していない団体もあり、さまざまな団体や活動の情報把握とさらなる連携体制の構築も求められています。

主要な取り組み

地域福祉連携体制の充実

■福祉ネットワーク網

- ・遠賀町社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、ネットワークづくりを推進するとともに、円滑なサービスを提供する体制の構築を検討します。
- ・認知症サポーター100万人キャラバン¹による認知症サポーターの養成を図り、地域における見守り活動を促進します。

■ボランティア活動

- ・ボランティア活動(団体)の周知や活性化を図り、ボランティア団体間の連携を促進します。
- ・関係機関と連携しながらボランティア講座を実施し、福祉意識の高揚とボランティアの養成を図ります。また、支援を必要とする人と活動をしたい人とのコーディネートに取り組み、ボランティア活動を支援します。



^{※1} 認知症サポーター100万人キャラバン:厚生労働省による「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環。認知症の人とその家族の応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になってしまって安心して暮らせるまちを目指している。

III

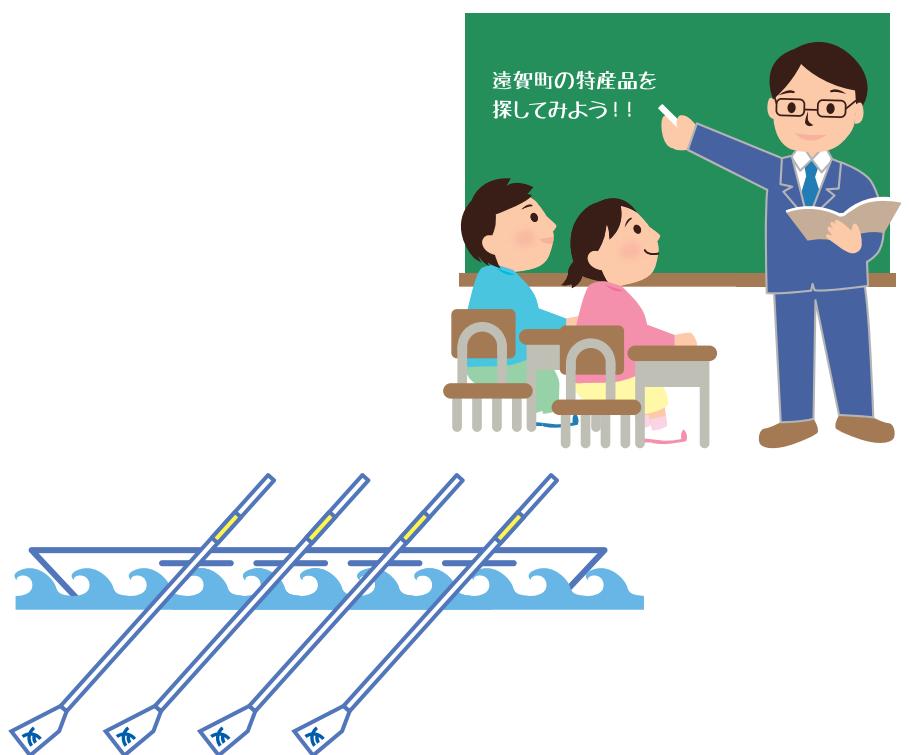
豊かな心を育む まちづくり

III-1 学校教育環境の充実

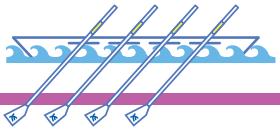
III-2 生涯学習社会の充実

III-3 スポーツ・
レクリエーションの充実

III-4 文化の伝承・創造



III-1 学校教育環境の充実



現状と課題

学校教育

遠賀町では、学力向上のための取り組みを中心に、小中連携教育を推進しています。小学校では自然教室や稻作体験、中学校ではふれあい教室¹、職場体験や野外活動を中心とした体験学習を実施しています。また、遠賀高校の協力による花づくり活動も実施しています。さらに、すべての小・中学校で特別支援学級を設置するとともに、遠賀中学校では通級指導教室²を設置するなど、障害がある生徒に対する教育環境を整備しています。

現在、ALT³を1人から2人に増員し、中学校では、国際理解教育の推進に重点を置いた事業を行っています。また、小学校では小学校学習指導要領の改訂により、平成32年度から英語が小学校5・6年生の正式な教科に位置づけられ、また、小学校3・4年生においても外国語活動が始まるため、ALTの活用による、さらなる国際理解教育の推進が求められています。

今後、少子化や社会情勢の変化などに対応するため、食育の推進などにより、特色のある教育や教育環境への転換を検討する必要があります。

教育相談・支援

遠賀町では、発達障害児の就学など、教育に関するすべての相談に応じる教育相談員を1人配置しています。さらに、中学校にはいじめや不登校に対応するためのスクールカウンセラーを1人配置していますが、教育相談員、スクールカウンセラーともに需要が多く、対応に追われている状況です。

平成28年度は、障害のある児童・生徒のための特別支援学級が、小学校3校、中学校2校に設置されています。

学校施設

喫緊の課題であった学校施設の耐震化工事が、平成27年度に完了しました。今後は、空調設備の整備やトイレ改修など学校環境整備が求められています。また、施設のうちグラウンド・屋内運動場・プールなどを社会教育施設として有効活用していますが、老朽化している施設もあり、今後も安全・安心な施設整備が求められています。

主要な取り組み

学校教育の推進

■教育環境

- ・まちづくりは人づくりという基本的な考え方立ち、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」を培う教育を推進し、人間として「生きる力」を学ぶさまざまな教育内容の充実を図ります。
- ・児童・生徒一人ひとりに指導が行き届くようにするために、少人数学級やチームティーチング⁴など、きめ細かな指導を推進します。
- ・ALT2人体制を継続し、国際理解教育の推進や英語科への対応を行います。



ALT授業風景

- ・パソコン教室の児童・生徒用パソコンの更新や校内LANの整備など、教育環境の改善を図ると同時に、セキュリティ対策を行います。
- ・児童・生徒が小中学校で使用する机と椅子を、教科書のA4化に対応した新JIS規格のものに更新し、学習環境の向上を図ります。
- ・研修プログラムを充実させ、使命感と指導力を持ち、児童・生徒及び保護者、地域社会から信頼される教職員の育成を図ります。
- ・学校運営の方向性を、児童・生徒数の今後を見据え、長期的な視点に立って住民の理解を得ながら検討します。
- ・平成28年8月に整備した遠賀町食育交流・防災センターにおいて、安全・安心で、おいしい給食の提供を継続します。

○児童・生徒数の推移

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校計	938	897	893	889	933	937	951	940	983	999
広渡小	221	218	232	218	224	221	206	209	217	229
浅木小	255	241	244	258	283	282	294	282	276	266
島門小	462	438	417	413	426	434	451	449	490	504
中学校計	559	548	511	493	459	450	440	448	441	442
遠賀中	375	362	366	354	346	322	325	315	317	298
遠賀南中	184	186	145	139	113	128	115	133	124	144

(円内資料)

*1 ふれあい教室：集団宿泊体験を通じて集団生活を体験しながら自然に親しみ、生徒相互の親ぼくを図ることを目的にした教室。

*2 通級指導教室：通常の学級に在籍し、自立活動などの特別な指導を必要とする生徒を対象として、障害の状態に応じて指導を行う教室。

*3 ALT(Assistant Language Teacher)：外国語授業で補助を行う助手。

*4 チームティーチング：複数の教師が協力して教育指導にあたる方式。

III-1 学校教育環境の充実

■食育の推進

- ・地産地消を推進するため、遠賀町ブランド米「夢れんげ」など、町内の農産物を使用した学校給食の提供を継続します。
- ・遠賀町食育交流・防災センターを活用して、児童・生徒及び保護者に対する食育を推進します。

■教育支援

- ・学校や家庭との連携を強化するため、教育相談員・指導主事・スクールカウンセラーなどの拡充を図ります。
- ・障害の内容やニーズに応じた、きめ細かな教育環境を確保するため、小学校における通級指導教室の設置を推進します。

学校施設の整備と活用

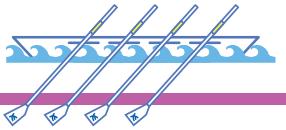
■施設改修

- ・『遠賀町公共施設等総合管理計画』¹や子育て世帯のニーズを踏まえ、空調設備の整備を、平成29年度に遠賀中学校、遠賀南中学校、浅木小学校、広渡小学校で実施し、平成30年度に島門小学校で実施します。また、トイレの改修についても、平成29年度に島門小学校で実施し、その他の小中学校についても平成30年度以降に順次改修を実施し、計画的な施設改修を図ります。

■施設の有効活用

- ・グラウンドや屋内運動場などの学校施設の地域への開放を推進し、地域住民の交流や活動の場としての有効活用を図ります。

III-2 生涯学習社会の充実



現状と課題

生涯学習

遠賀町では『遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画』²に基づき、遠賀町中央公民館を生涯学習の拠点、遠賀コミュニティーセンター・遠賀町ふれあいの里・遠賀町立図書館を関連施設として位置づけ、住民の学習活動を支援しています。遠賀町中央公民館は平成23年3月にリニューアルオープンし、多世代交流室や情報活動室などを新設するとともに、ユニバーサルデザインに基づく改修によりエレベーターや多目的トイレを整備し、だれもが利用しやすい施設として機能を強化しました。

また、遠賀コミュニティーセンターにおいても大規模改修を行い、平成28年4月にリニューアルオープンしました。今後も、施設の利用促進に向けて計画的な改修や利用しやすい施設運営を検討する必要があります。

自主的な学習活動

社会教育施設では、住民やボランティア団体の自主的な活動支援として、施設の定期利用の促進を図り、公民館講座や町民学習ネットワーク事業³を実施しています。しかし、町民学習ネットワーク事業では、住民の希望する講座メニューに偏りがあり、すべての分野において学習支援ができていない状況で、利用の少ない講座メニューを公民館講座として企画するなど、幅広い学習機会の提供が必要です。さらに、講師となる新たな人材の育成・確保も課題となっています。

また、遠賀町立図書館では、講演会やおはなし会などの各種イベントの開催、子育て支援や住民の学習支援、環境保全の啓発などの学習活動を実施しています。

コミュニティ活動

各地区公民館では、趣味・教養・スポーツの教室や講座など、さまざまなコミュニティ活動が行われています。しかし、少子高齢化・核家族化などによって、地域での人間関係が希薄になり、地域コミュニティの弱体化を招いています。そのため、青少年の時期から地域とのかかわりを育み、世代を超えた交流を促進する必要があります。そのような地縁⁴をつなぐ活動として、遠賀町青少年育成町民会議⁵では、「青少年の主張大会」「サケの放流会」「ふるさと遠賀たこあげ大会」などを開催しています。

また、地区公民館連合協議会⁶では、ごみ拾いボランティア活動やソフトバレー・グラウンドゴルフ大会などを行っています。

*1 遠賀町公共施設等総合管理計画(平成26年度策定):必要な公共施設を見極め、長寿命化を図りながら、安全な状態で将来に引き継ぐための計画的かつ効率的な整備や維持管理、運営を行うための計画。

*2 遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画(平成23年度策定):子どもから高齢者まで、だれもが、いつでも、どこでも学ぶことができ、学んだ成果が適切に評価される生涯学習社会の構築を目的とし、その実現のための具体的な目標や事業の方向性を示した計画。

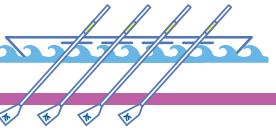
*3 町民学習ネットワーク事業:「何かを身につけたい、学びたい」と思う人に、ボランティア指導者(有志指導者)の紹介や学習に必要な情報を提供する事業。

*4 地縁:同じ土地に住むことによって生じる社会的関係。

*5 遠賀町青少年育成町民会議:町内23自治区から委員約50人を選出し運営している町民主体のボランティア団体。上記の活動のほか、環境問題、リングブル回収事業、家庭の日・オアシス運動などを実施。

*6 地区公民館連合協議会:町内23自治区の公民館が情報交換、連携・協力するために地区公民館長で組織された協議会。

III-2 生涯学習社会の充実



主要な取り組み

生涯学習機能の充実

■生涯学習のまちづくり

- ・『遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画』に基づき、だれもが、いつでも、どこでも自由に学ぶことのできる生涯学習のまちづくりを推進します。
- ・施設の利用促進を図るとともに、計画的な施設改修や施設予約システムの整備など、運用面の改善を検討します。

自主的な学習活動

■学習活動の活性化

- ・遠賀町中央公民館を生涯学習の拠点として、町民文化祭をはじめとするイベントを開催するとともに、住民のさまざまな学習ニーズに対応した教室・講座の充実を図ります。
- ・遠賀町立図書館を生涯学習の関連施設として、おはなし会をはじめとするイベントなどを継続し、住民の生涯学習活動を支援します。
- ・施設運営に民間事業者の活力を生かしながら、さらなるサービスの向上や各種イベントの拡充を図ります。
- ・公民館講座の内容と町民学習ネットワーク事業の講座メニューを充実させ、講座・事業の拡充や有志指導者の育成を図ります。
- ・ボランティア団体の学習活動を支援するとともに、ボランティア団体間の連携を促進します。



町民文化祭

■地区公民館活動

- ・地区公民館長研修を継続し、地区公民館活動の活性化と公民館相互の連携強化を図ります。
- ・活動の拠点となる地区公民館の施設整備への支援を継続します。

■コミュニティ活動

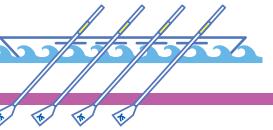
- ・「遠賀町コミュニティ活動活性化調査」¹に基づき、地域共生力²の向上につながるコミュニティ活動の活性化・充実を図ります。
- ・地域や学校など、関係機関との連携を強化しながら、世代を超えた交流を図ります。
- ・地域や遠賀町青少年育成町民会議、地区公民館連合協議会との連携を図り、青少年の心と体の健全育成やコミュニティ活動を促進します。
- ・地区公民館活動に対し活動補助金を交付し、地区活動において地域住民の融和と親睦を図り、住民の満足度を向上させることで、地域の拠点づくりを推進します。
- ・高齢者、子育て中の親子、小・中・高校生など多世代が気軽に集い、自由に利用できる居場所づくりや、お互いが自然に交流できるような声かけや見守りを行えるスペースとして多世代交流できる場の開設を検討し、施設を活用した地域づくりを推進します。
- ・コミュニティ活動用備品の利用促進のため、広報おんがなどによる周知を行います。



青少年の主張大会

^{※1} 遠賀町コミュニティ活動活性化調査(平成22年度実施):より効果的・効率的なコミュニティ活動の活性化のための基本目標・基本方針、実施すべき取り組みを示したもの。
^{※2} 地域共生力:地域自らが課題を発見・認識・共有・解決していく力。

III-3 スポーツ・レクリエーションの充実



現状と課題

遠賀町には社会教育施設として、遠賀総合運動公園や遠賀町民体育館などがあり、また、学校施設を社会教育施設として地域へ開放していることから、量的には一定水準に達しています。しかし、平成22年度に「公共施設安全度及び建物診断等調査」を実施した結果、老朽化により改修が必要と診断された施設もあり、平成27年度には遠賀コミュニティーセンターの改修を行い、リニューアルオープンしています。

遠賀町では、スポーツ・レクリエーションに触れる機会として、手軽に楽しめ、体力の向上を図るふれあいウォーキングやスポレクおんがなどを実施するとともに、平成21年度からは子どもの基礎体力の向上を目的に、幼稚園・保育園児を対象にした就学前児童の運動能力測定(幼児体力テスト)と、学童保育通所児童を対象にした学童スポーツ教室を実施しています。平成27年度にはスポーツ交流会を開催し、卓球バレー・ビーチボールバレーなどのニュースポーツの普及啓発を行いました。今後は、スポーツ・レクリエーションの普及啓発や参加促進に向けて、関係機関と連携し、高齢者や仕事を持つ人も参加しやすいように、開催曜日・時間や内容の見直しなどが必要です。また、一級河川遠賀川を活用した町主催によるイベントとして、遠賀川漕艇場で「おんがレガッタ」を開催しており、まちづくりとの相乗効果が求められています。

主要な取り組み

スポーツ・レクリエーションの推進

■施設改修

- ・『遠賀町公共施設等総合管理計画』に基づき、総合運動公園グラウンド、体育センター、漕艇場本部棟、町民体育館などの計画的な施設改修を図ります。

■施設利用

- ・施設の利用促進を図るため、施設予約システムの整備など、運用面の改善を検討します。また、スポーツ・レクリエーションに利用する備品の充実とともに、多くの方に利用してもらえるよう、広報おんがなどによる周知を行います。

■普及体制

- ・遠賀町体育協会¹や遠賀町スポーツ推進委員²と連携しながら、スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、参加促進を図ります。
- ・遠賀川漕艇場の有効活用を図るため、漕艇事業の普及啓発に努めるとともに、競技人口の拡大として、レガッタ教室の内容の充実や指導者の育成を図ります。
- ・「おんがレガッタ」への参加促進や来場者増を図るため、町内外への広報活動に取り組むとともに、参加者の増加を呼びかけるなど普及啓発に努めます。



おんがレガッタ

※1 遠賀町体育協会：スポーツ環境の醸成と楽しく安全なスポーツ活動の実践をサポートしていく組織。

※2 遠賀町スポーツ推進委員：市町村におけるスポーツ振興のため、住民に対してスポーツの実技指導やそのほかのスポーツに関する指導・助言を行う、スポーツに関心がある住民12人による委員。

IV

にぎわいのある まちづくり

IV-1 農業の振興

IV-3 定住促進

IV-2 商工業の振興

IV-4 新たな都市開発



IV-1 農業の振興



現状と課題

遠賀町では、農耕文化発祥地の1つとして稲作を中心とした農業が発展し、現在でも農業が基幹産業になっています。農業構造は、稲作を中心とした大規模農業、稲作と野菜・果樹栽培を併用した併用型農業、露地野菜を中心とした小規模農業に分極化が進んでいます。

また、農業を取り巻く状況として、農家数や耕作面積がともに減少傾向で、担い手不足や農業従事者の高齢化、農業資材の高騰などの課題を抱えています。農業経営の面では、効率化が進んでいるものの、農業の大規模化や集落営農組織の育成などが不十分な状況です。さらに、相続などによる遊休農地が増加し荒廃が進むと、周辺の環境悪化にもつながるため、農地所有者に対して適正な管理を促進することが必要です。

これまで、遠賀町の特産品である米のブランド化や地産地消を推進するため、ファームガーデニング事業に取り組んできましたが、平成24年度から農作物ブランド化推進事業による農作物のブランド化に移行しました。一方で、野菜は施設園芸に取り組むなど、多方面から収益の確保に努めています。遠賀町の基幹産業である農業を活性化するためには、恵まれた地域資源を活用し、農作物のブランド化や販路拡大に重点的に取り組む必要があります。

また、農業生産基盤や農村生活環境の整備、農用地などの保全管理を推進していますが、今後は農業施設の老朽化などにより、計画的な改修が必要になっています。

主要な取り組み

農業振興への支援

- ・TPPや米政策の見直しなど国の動向を注視しながら、農業者の支援を行います。
- ・農地中間管理機構と連携し農地集積を行うとともに、施設・設備の共同利用を促進し、経営の効率化や担い手・集落営農組織の育成を図ります。
- ・水稻・麦・大豆の種子補助、営農支援対策事業による機械の購入補助や施設の長寿命化、農産物ブランド化推進、各種イベントにおいて特産品のPRと販売促進など、町独自事業による担い手や新規就農者の支援を行います。
- ・遠賀町で新規就農する人に対する農地や空きハウスなどの斡旋、農地やハウスの整備に必要な経費及び家賃の一部補助により、新規就農の支援を行います。また、法人化した認定農業者や地域営農組織が新たに雇用した者が町内へ移住する場合、空き家などを斡旋し、家賃の一部を補助します。
- ・農業委員会等に関する法律改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の体制を整え、農地利用の最適化を進めるとともに、これらの活動における女性や青年の参画を推進します。
- ・農家数の減少などによる遊休農地の増加を抑制するため、農地パトロールなど農業委員会による農地の適正な管理・指導を実施するとともに、売買や賃貸借の斡旋による認定農業者などへの利用集積を図ります。また、有害鳥獣対策を獣友会と連携して行い、農作物被害の軽減に取り組みます。
- ・北九州農業協同組合や北九州普及指導センターと連携し、後継者の育成を図るとともに、グリーンツーリズム¹や農業体験など、地域住民の農業への関心が高まる対策を講じます。
- ・遠賀高校と住民が交流する農業体験教室などを開催し、農業にふれあう機会をつくるとともに、高校と住民のネットワークづくりに取り組みます。

農業収益の確保

- ・遠賀菜の花プロジェクトを推進し、米・麦・大豆に加わる基幹作物として菜種の作付け推進による所得の向上を図ります。
- ・施設・設備等の共同利用による労力の軽減や規模拡大、高収益作物の栽培と施設栽培への転換を推進し、所得の向上を図ります。
- ・学校給食への地元農作物の使用を拡充し、地産地消に取り組むとともに、減農薬・減化学肥料及びれんげの緑肥を使用した遠賀町ブランド米「夢れんげ」、菜の花を活用した「菜種油」、赤しそ芳香を使用した「赤しそドリンク」など、ブランド化した特産品をはじめとした遠賀産の農産物・商品の販売拡大に取り組みます。販売にあたっては、インターネットをはじめとした新たな販売経路の拡大に取り組みます。
- ・「安全・安心な食」をキーワードに、農商工連携事業や6次産業²化に取り組み、福岡・北九州2大都市圏域などへの販路拡大を図ります。

農業農村整備事業の推進

■農用地

- ・農地の担い手への集約を図り、生産性の高い優良農地の確保に努めます。
- ・農業農村整備事業などの事業実施基準の緩和を国へ働きかけるとともに、生産性や効率性の状況を考慮しながら、ほ場整備を検討します。

■農業施設

- ・多面的機能支払交付金などを活用しながら、井堰や用排水ポンプなど、農業施設の長寿命化を図り、生産基盤の確保に努めます。



遠賀逸品

菜の花畠

^{※1} グリーンツーリズム:農山漁村地域において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

^{※2} 6次産業:地域で生産(1次産業)された農林水産物などを素材にして、商品加工(2次産業)し、より付加価値をつけて流通・販売(3次産業)する経営形態。



現状と課題

遠賀町の商業は、事業所数の80%が小売業ですが、近年、小売業の事業所数・従業員数・年間販売額は、減少している状況です。

JR遠賀川駅周辺は、商業・業務などの都市機能が集積していましたが、近年、にぎわいが少なく、駅を中心とした利便性の高い活気あるまちづくりが求められています。住民意識調査では、「駅前商店街、松の本・今古賀商店街の活性化」「駅・役場周辺のにぎわいのあるまちづくり」に対する満足度は低く、既存商店街を活性化するためには、特色のある店舗づくりやだれもが気軽に利用できる環境づくりが求められています。

一方で、商業施設の立地が進行している松の本・今古賀地区の一般県道浜口・遠賀線沿線では、福岡県による景観整備事業が実施され、遠賀町の新しいメインストリートになっています。また、一般県道浜口・遠賀線及び主要地方道宮田・遠賀線における沿線の用途地域外では、新たな産業施設が立地しており、今後も計画的な土地活用を図る必要があります。

遠賀町の工業は、金属製品製造業や一般機械器具製造業が多く、その工場の約83%が用途地域外に立地し、住宅と工場が隣接している箇所もあるため、良好な住環境と産業施設との調和が求められています。また、用途地域内で土地利用が混在する地域に関しても、適切な誘導を図る必要があります。

○事業所数・従業員数・年間販売額の推移

		平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成26年
事業所数 (事業所)	小売業	212	193	191	188	184	116
	卸売業	30	33	34	36	28	29
従業員数 (人)	小売業	1,214	1,163	1,334	1,280	1,232	874
	卸売業	236	254	294	325	494	188
年間販売額 (億円)	小売業	228	213	215	210	209	165
	卸売業	80	76	93	107	61	64

(商業統計調査)

主要な取り組み

中心市街地・商店街の活性化

- ・『遠賀町産業振興計画』や『遠賀町商店街振興計画』をもとに、遠賀町商工会や商店街組合等と連携して、商店街の振興方策を講じます。また、商店街の若手事業主や子育て世代の女性、青年農業者や行政などで構成される「活性化未来会議」において、商店街の将来像や取り組みを検討します。
- ・商店街の空き店舗情報を一元的に管理・情報発信することにより、商店街活性化の取り組みに利活用します。
- ・一般県道浜口・遠賀線沿線とJR遠賀川駅周辺の一体的な、にぎわいのある街並みの形成を図ります。

起業支援

- ・JR遠賀川駅前の起業支援施設を活用し、交流会やセミナーの開催、スモールオフィス¹の提供などを通じた起業支援を行います。
- ・町内事業所の共同交流会などの開催により、町内事業者間の連携を深めるほか、遠賀郡4町の産官金(商工会、町、金融機関)で構成するおんが創業支援協議会を主体とした創業塾の開催により、人材育成や雇用の創出を図ります。また、起業支援の一環として、創業者賃貸社宅補助金制度を創設し、雇用の創出と新たな定住人口の確保に取り組みます。

雇用の創出

- ・遠賀町と遠賀信用金庫で基金を創設し、町内事業者への融資を行う「商工業者貸付制度融資」の利活用を促進し、既存事業者の経営安定と雇用創出を図ります。
- ・町内事業者や就業農業者など、臨時・短期雇用の促進を図るため、町内の求人情報を集約、提供する仕組みづくりを検討します。

地域資源を生かした観光開発

- ・地域資源を有効に活用し、観光ニーズ・志向にあつた観光商品の開発を進め、町外からの集客拡大、消費拡大を図ります。

¹※1 スモールオフィス:個人もしくは少人数で事業を営むレンタルオフィスで、低家賃で入居できるため、事業の経常経費を軽減することができる。

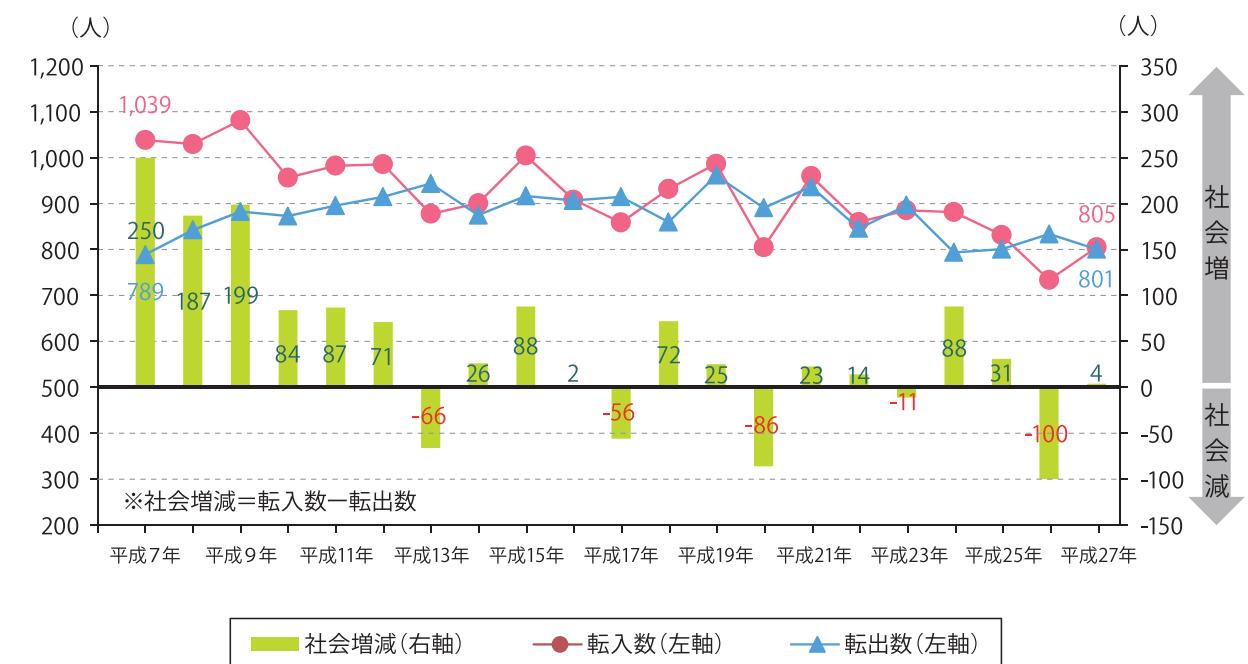
現状と課題

近年、地方の人口減少が社会問題として取り上げられており、国勢調査によると、遠賀町の人口は平成12年の19,309人をピークに少しずつ減少しており、平成27年の人口は、18,877人となっています。

地方拠点都市やその周辺地域など一部を除く多くの地方では、進学や就職を機に都市部に人口が流出することが多く、若者の流出や少子化もあいまって、少子高齢化が進行する悪循環が生じています。遠賀町においては、平成7年時点では転入数が1,039人、転出数が789人と転入超過となっていましたが、以降は転入数、転出数ともに緩やかな減少が続き、平成27年時点では転入数が805人、転出数が801人となっています。

人口の減少は、住民生活の活力低下、地域経済の縮小、税収の減少など地域に与える影響が大きくなります。そのため、遠賀町に暮らす住民はもちろんのこと、町外の人々を惹きつける魅力ある暮らしを創出し、人口の流出を防ぎながら、新たな定住人口の増加につなげる取り組みが求められており、平成27年度に策定した『遠賀町定住促進計画』に基づき、住み続けたい、住んでみたいと共感できるまちづくりに取り組んでいます。定住するための住まいに関する支援や子育て環境の充実、働く場の創出など、総合的な支援を行うことが必要です。

○転入数と転出数の推移



(総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」)

主要な取り組み

定住促進に向けた環境づくり

- ・平成27年度に策定した『遠賀町人口ビジョン及び総合戦略』、『遠賀町定住促進計画』に基づき、住み続けたい、住んでみたいと共感できるまちづくりを推進するため、住宅施策、結婚・子育て支援、雇用の創出をはじめとした、多岐にわたる定住に向けた支援を行います。

■住宅施策

- ・町内に新築及び中古住宅を購入し、居住した人に対して定住奨励金を交付し、遠賀町に住み続ける世帯の支援を行います。
- ・移住・交流相談体制を整備し、移住を考えている人に対して、遠賀町の魅力発信やPR活動を積極的に行います。

■結婚・子育て支援

- ・学童保育については、施設の整備や小学校の教室の効率的な活用など、待機児童を発生させないように、受け入れ体制の拡充を図ります。
- ・子育て世帯に子ども医療費の助成を行います。
- ・町内で開催される婚活セミナー、婚活イベントなどの独身男女が出会うための交流会などを支援し、出会いの場をつくる取り組みを推進します。
- ・小中学校の児童・生徒及び保護者の意向を把握するためにアンケートを行い、その結果を検証し、小中学生コミバス乗車券配布事業の必要性について検討していきます。

■雇用の創出

- ・創業者が従業員用社宅を賃貸して設置する場合に、町外からの転入者に対し、家賃の一部を一定期間補助し、事業者的人材確保と移住者の確保を図ります。
- ・町内で新規就農する人に対し、研修・資金・補助金・生活支援など、さまざまな支援を行うとともに、北九州農業協同組合や北九州普及指導センターと連携して技術的な支援を行います。また、新規就農者や規模拡大を目指す人に、農地中間管理機構と連携して農地情報を提供し、農地所有者との橋渡しを行います。



現状と課題

福岡県では、北部九州をアジア最先端の自動車生産拠点とするまちづくりに取り組んでいます。平成22年度に鞍手インターチェンジが開通し、遠賀町の交通利便性の良さをアピールできるようになり、自動車関連企業の誘致への追い風になっています。

JR遠賀川駅周辺地区では、『遠賀町産業立地ビジョン』に基づき、大規模集客施設の立地要件の確保及び用途地域の見直しなどについて福岡県と協議を重ねてきましたが、まちづくり³法¹により用途地域の見直しには具体的な計画が必要とされている状況です。JR遠賀川駅南地区には、開発することができる広大な土地があり、平成18年度からの道路整備を起点にして、今後の民間開発による新たなまちづくりの可能性を秘めています。平成27年度に北側駅前広場と南側駅前広場をつなぐ自由通路や、基幹道路である駅南線の全線と、老良・上別府線の一部が供用開始されました。残る区間の早期完成とともに秩序ある都市開発の促進を図る必要があります。

今後、交通の利便性や福岡・北九州2大都市圏域への近接性を生かした産業や、周辺市町の産業に関連した企業の立地誘導に努めるとともに、住環境に優れた市街地の形成など、豊かな暮らしの創造に向けた支援を検討し、土地利用の推進と産業の振興を図ることが求められています。

主要な取り組み

自動車関連企業などの誘致による土地活用の推進

- 鞍手インターチェンジの開通などにより、JR遠賀川駅南地区などの交通利便性の良さを情報発信するとともに、福岡県と連携しながら、北部九州における自動車生産拠点の一翼として、自動車関連企業や関連施設の誘致に努めます。
- 平成26年度に制定した「企業誘致条例」に基づき、誘致に向けて迅速な対応を進めていきます。

調和の取れた土地利用の推進

- 『遠賀町都市計画マスターplan』に基づき、都市機能の計画的な配置による土地の有効利用と秩序ある市街地の形成を図ります。
- 『遠賀町国土利用計画』²に基づき、自然や住環境と調和の取れた土地利用を推進します。さらに、「遠賀町開発行為に関する条例」などを活用し、周辺の住環境に配慮した計画的な土地利用を図ります。
- 少子高齢化・人口減少が進む中で、交通ネットワークと連携したコンパクトなまちづくりが課題であり、『遠賀町立地適正化計画』³を策定し、調和のとれた土地利用の推進を図ります。

幹線道路沿線の効率的な土地活用の推進

- 景観整備事業を実施した一般県道浜口・遠賀線の沿道においては、『遠賀町立地適正化計画』に基づき、生活の利便性を高める沿道型商業・業務施設の誘導方針を検討します。
- 主要地方道宮田・遠賀線沿線の沿道など新たな産業立地が可能な土地において、積極的に企業誘致を進めるため、企業誘致誘発整備台帳を活用するとともに、金融機関と連携した企業ニーズの情報把握に努めます。
- 『遠賀町産業立地ビジョン』⁴に基づき、幹線道路沿線における戦略的かつ適正な産業立地を促進します。
- 平成28年度に実施した道の駅可能性調査に基づき、道の駅の整備を検討します。

*1 まちづくり3法:都市計画法・中心市街地活性化法・大規模小売店舗立地法の総称で、中心市街地を活性化させるための法律。

*2 遠賀町国土利用計画(平成17年度策定):国土の利用に関する基本的事項についてまとめた計画。

*3 遠賀町立地適正化計画(平成29年度策定予定):市町村が都市全体の観点から策定する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実などに

*4 関する包括的な計画。

遠賀町産業立地ビジョン(平成20年度策定):産業の現状や課題を把握し、産業立地の基本理念と取り組みを示した計画。



駅南地区の新たなまちづくりの推進

■駅周辺地区への商業・サービス機能の導入

- ・JR遠賀川駅を中心とした交通結節機能を強化し、駅北側における商業地区と南側における商業・文化地域など、駅周辺地域の一体的な都市機能の集積によるコンパクトで生活利便性が高く、住みたいと思われるような市街地の形成を図ります。
- ・遠賀川駅舎と南北を結ぶ自由通路の利便性の向上のため、JRに駅舎改修の働きかけを行っていきます。また、遠賀川駅周辺に多機能型の交流センターの整備計画を策定します。
- ・都市部の高齢者が移住し安心して老後を過ごし活躍できる場を提供する「生涯活躍のまち(日本版CCRC)¹」について、調査研究を行います。



駅南地区完成イメージ図

■駅南地区的まちづくり

- ・『遠賀町都市計画マスタープラン』に基づき、都市基盤の中心拠点として秩序ある土地利用を図るため、駅南線、老良・上別府線などの基幹道路の整備や駅南地区への企業誘致を推進します。
- ・『遠賀川駅南地区まちづくり構想』のテーマ・方針の実現を目指し、地権者組合施行による区画整理事業の支援を行います。
- ・『遠賀町立地適正化計画』に基づき、医療・福祉・商業・公共交通などのさまざまな都市機能の集積やまちなかの居住整備など、駅周辺のコンパクトシティの取り組みを進めます。
- ・駅前における起業支援施設及び交流センターと連携し、駅南とその周辺の活性化に向けた取り組みを進めます。
- ・JR遠賀川駅や中心市街地に近い特性を生かし、民間事業者と連携しながら、さまざまな年代や世帯の幅広いライフスタイルに応じた良好な住宅市街地の形成を図ります。



^{※1} 生涯活躍のまち(日本版CCRC):「東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すもの。

V 自立した まちづくり

V-1 協働のまちづくり

V-2 共生社会の充実

V-3 行財政運営と
広域行政の推進

(1)行財政運営
(2)広域行政





現状と課題

地域コミュニティ

地域コミュニティの基盤となる組織として自治会があります。遠賀町には23の行政区からなる自治会があり、加入率は平成27年5月末で82.2%となっています。今後の少子高齢化社会に対応し、複雑化する地域の諸問題を解決していくには、自治会が重要な役割を果たすと期待されています。

さらに、これから社会では、行政サービスだけでは地域の諸問題を解決することが確実に困難になっていきます。特に、地域福祉の分野では難しい課題が山積みしています。そこで、住民・地域・行政が一体となり、共通する課題の解決に向けて全町的に取り組んでいく必要があります。

広報・広聴活動

遠賀町の広報活動は、広報おんが及びホームページを中心に実施しています。ホームページのトップページアクセス数は年々増加し、平成27年度には年間18万件を超えるました。住民意識調査では、特に「広報おんがの見やすさ・内容等」に対する満足度は高く、第5位(54項目中)となつてあり、「遠賀町ホームページの見やすさ・内容等」に対する満足度は第20位(54項目中)となつています。今後も継続して、広報おんが及びホームページの内容の充実を図る必要があります。

また、広聴活動として、町長への手紙やご意見箱、住民相談コーナーなどにより、住民のニーズを把握するとともに、今後のまちづくりに反映できる環境を整えています。

住民参加

遠賀町では、計画などを決定する際に住民からの意見・情報などを広く求め、よりよいまちづくりを推進するため、パブリックコメント¹を実施しています。

また、住民の町政への理解や関心を深めるとともに、遠賀町のまちづくりについて考える機会として、町職員などが講師を務める遠賀町協働のまちづくり出前講座を実施しています。

地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりに向け、住民ニーズの多様化・高度化に対応するためには、これまでの手法に加え、住民や地域以外にもNPOなどの住民団体やコミュニティ活動団体との協働も必要となります。

情報公開

遠賀町では、平成11年度から文書管理システムを導入しています。今後、行政運営の透明性の向上と情報公開の推進には、システムの維持管理と住民が利用しやすい情報の提供が求められています。

主要な取り組み

地域コミュニティの推進

- ・地域コミュニティの核となる自治会との連携を深めます。
- ・自治会加入促進に向けた積極的な取り組み支援を継続します。
- ・平成27年度に自治区長会が自発的な取り組みとして、地域の問題を抽出し、解決に向けて自ら考えるため、小学校区毎に勉強会を開催しました。このように、住民が主体となって行う取り組みに対しての支援を強化します。
- ・少子高齢化社会に対応するため、「自助・共助・公助」の精神のもと、住民・地域・行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。

広報・広聴活動の充実

■広報おんが

- ・住民が興味を持つような内容の充実と、分かりやすい紙面づくりに取り組むとともに、全世帯への配布に努めます。

■ホームページ

- ・だれもが興味を持つような内容の充実と、見やすいホームページづくりを行い、住民ニーズに対応していきます。
- ・行政の情報提供の充実を図るため、メールマガジンやSNSなどのさまざまな手法の導入を目指します。

■広聴活動

- ・町長への手紙(年2回広報おんがに折込)、ご意見箱(公共施設に3か所設置)、住民相談コーナー(ホームページ上で随時受付)を継続し、住民ニーズを把握するとともに、今後のまちづくりに反映させます。

住民参加の促進

- ・より多くの住民が、まちづくりに参加しやすい環境整備を図るために、パブリックコメントなどのさまざまな手法におけるガイドラインを策定します。
- ・遠賀町協働のまちづくり出前講座や遠賀町がんばる地域まちづくり事業などの住民参加型事業の充実、強化を図るとともに、住民のまちづくりへの参画を促進します。
- ・NPOなどの活動団体やコミュニティ活動団体の人材づくりに努め、その活動を支援します。

情報公開の推進

- ・文書管理システムや運用方法の精度向上を図り、安全で効率的な情報管理に努めるとともに、誰もが適正な情報を入手できるように情報公開制度の周知を図ります。
- ・歴史的公文書の保存及び福岡県共同公文書館での歴史的価値のある町の資料公開に努めます。

¹※1 パブリックコメント:広く公(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求めるこ。



現状と課題

人権啓発

遠賀町では、『遠賀町人権教育・啓発基本計画¹』に基づき、偏見・差別のない、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、生涯学習や人権教育などを通じて人権に対する啓発や相談事業に取り組んできました。今後も人権教育を継続するとともに、社会情勢の変化に伴い表面化してきた環境権²やプライバシー権³などの新たな人権課題にも対応していく必要があります。

男女共同参画

わが国では、女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力が十分に發揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。そのためには、セクシュアル・ハラスメント⁴やドメスティック・バイオレンス⁵の防止、女性の政策決定の場への参画など、多くの課題に対応する必要があります。また、近年、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方方が重視され、だれもが自分らしい生き方を選択できる社会の構築が求められています。遠賀町では、平成25年度に「遠賀町男女共同参画推進条例」を施行するとともに、平成26年度に『遠賀町男女共同参画社会推進計画』を見直し、平成31年度までに男女共同参画社会の考え方について、全住民に対する認知度を90%以上とすることを目標に、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発に努めています。

国際交流

グローバル化の進展により、ヒト・モノ・情報の国際間の移動は日常化しており、そうした社会で柔軟に対応できる力が人々に求められています。遠賀町における国際交流事業は、その時代の背景やニーズなどに応じて取り組んできましたが、国際交流の目的や方針があいまいな部分もありました。今後は、これまでの実績と課題を踏まえ、遠賀町としての基本的な考え方を明確にする必要があります。

主要な取り組み

人権啓発の強化

- ・『遠賀町人権教育・啓発基本計画』に基づき、偏見・差別のないまちづくりを推進します。
- ・新たな人権課題を含め、人権に対する意識や実態、地域の実情の変化に対応するため、人権意識調査を計画的に実施します。

男女共同参画社会の推進

- ・『遠賀町男女共同参画社会推進計画』に基づき、ワーク・ライフ・バランスに関する講演会の開催などを通じて、男女共同参画に関する意識啓発に努め、男女共同参画社会の実現を目指します。また、町内すべての事業所を対象に「男女共同参画推進宣言事業所」をPRし、宣言の働きかけを行うとともに、宣言した事業所を広報おんがやホームページなどで紹介することで、男女共同参画社会の推進を図ります。
- ・「遠賀町男女共同参画推進条例」の周知を図り、男女共同参画社会を推進します。
- ・「遠賀町女性人材バンク」⁶を充実させ、審議会などへの女性登用率の向上を図ります。

国際交流の推進

- ・国際交流の目的を明確にするとともに、特に教育分野では、国際化へ柔軟に対応できる能力を身につける方策を検討します。
- ・多文化が共生する国際社会で孤立しないため、それぞれの国の独自性を大切にしながら、お互いの多様性を受け入れ、理解しあえる環境づくりの一環として、遠賀町の国際交流の核となる国際交流協会の設立に向けた取り組みを実施します。
- ・住民の自主的な国際交流活動と連携しながら、国際交流の進展に努めます。

^{※1} 遠賀町人権教育・啓発基本計画(平成26年度策定):人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

^{※2} 環境権:良好な環境のなかで生活を営む権利。

^{※3} プライバシー権:私生活上の秘密と名誉を第三者に侵害されない権利。

^{※4} セクシュアル・ハラスメント:相手の意に反し、相手を不快にさせる性的言動。

^{※5} ドメスティック・バイオレンス:夫婦や恋人など、親密な間柄にあるパートナー間ににおいての身体的・精神的・経済的・性的な暴力。

^{※6} 遠賀町女性人材バンク:各種分野において、見識または経験を有する女性及びまちづくりに関心のある女性の情報を蓄積し、能力や意欲のある女性を積極的かつ計画的に審議会などの委員に登用することにより、町の政策・方針などの決定過程に女性の意見を反映させ、「男女がともに認め合い、ともに活躍できるまちづくり」の実現を図るもの。



(1) 行財政運営

現状と課題

遠賀町では、平成17年度から『第1期遠賀町自立推進計画・行動計画』に基づく行財政運営の健全化・効率化を図っており、現在は『第3期遠賀町自立推進計画・行動計画』のもと、さらなる行財政改革を実行しています。平成27年4月に庁内の機構改革を実施し、業務の共同化・効率化を図りました。今後も少子高齢化や高度情報化などの社会情勢の変化を見据えて、行政サービスの質を維持・向上させる改革や制度の導入を検討していくことが求められています。

地域主権改革としては、地方自治体の条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国庫支出金¹の一括交付金化、国・地方の税財源の配分見直しや議会・監査・財務会計制度の改革など、多様化・高度化する行政課題に対して、柔軟かつ効率的な行政運営が求められています。地方自治体は、今まで以上に地域住民ニーズの把握に努め、自らの判断と責任により、地域の実情に合った適切な取り組みなどを講じる必要があります。業務の専門化・職員の資質向上・組織体制の見直しなどが求められています。

また財政事情として、収入は国の制度改革による国庫支出金の削減や地方交付税の縮減、一方で、支出は社会保障関係経費の増加など、遠賀町では今後も厳しい財政状況が継続することが予測されます。そのようななか、中長期的な財政計画のもとで、限られた財源を効果的・効率的に配分する財政運営が必要になっています。

主要な取り組み

行政運営の健全化・効率化

■行政手法

- ・『第3期遠賀町自立推進計画・行動計画』に基づく行財政運営の健全化・効率化を図り、行財政改革を推進します。
- ・行政運営の効率化と住民サービスの向上を図るために、指定管理者制度を導入している施設の運営手法を検証し、一層の効率化を図るとともに、新たな施設への導入を検討します。
- ・庁内基幹系システムの広域連携を推進し、広域的な高度情報化への対応やシステムの効率的運用を図ります。
- ・地方分権の推進に伴う権限移譲などに対応するため、行政機関の共同利用、事務の委託などを検討します。
- ・『遠賀町公共施設等総合管理計画』に基づき、施設の適正化を図ります。

■職員

- ・『遠賀町定員管理・適正化計画』²を策定し、職員数の適正化を図ります。
- ・人材育成基本方針に基づき、職員の資質・能力の向上と人材の育成を図ります。

財政運営の健全化・効率化

■財政運営

- ・『遠賀町財政計画』³に基づき、健全で安定した財政運営と財源の効果的な配分を図ります。

■財源配分

- ・特定財源を中心とした歳入を確保し、健全な財政運営に努めるとともに、基金の有効活用について検討します。また、まちづくりを進めるうえで根幹となる事業への重点的な配分を検討します。

■公会計制度

- ・公会計制度⁴により町有財産を適正に管理し、財政状況を公表することで、行政経営力の向上を図ります。

■寄附金制度

- ・「豊かなふるさと遠賀寄附金」制度の周知を図り、特典などの内容の充実に努めます。

¹ 国庫支出金：国が地方自治体へ交付する使い道が決められているお金の総称のこと。

² 遠賀町定員管理・適正化計画(平成19年度策定)：効率的な行政運営を推進するための定員管理のあり方と、長期的な組織運営に必要な人材の計画的確保を基本とした計画。

³ 遠賀町財政計画(毎年度策定)：健全な財政運営を行うための計画。

⁴ 公会計制度：現金主義・単式簿記を特徴とする地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入した会計制度。



(2)広域行政

現状と課題

交通網の整備や情報通信網の発達により、通勤・通学をはじめ医療や消費生活など、住民の日常生活における生活圏は、行政区域を越えて広域化しています。また、高齢化の進行や多様化・高度化している住民ニーズに対応するためには、1つの自治体の枠にとどまらない効率的な行政運営によるサービスの確保が必要になっています。

現在、遠賀郡4町と中間市で構成する遠賀・中間地域広域行政事務組合が、ごみ処理・し尿処理、消防などに関する広域行政サービスを実施しています。また、福岡県介護保険広域連合、福岡県後期高齢者医療広域連合、北九州都市圏広域行政推進協議会、福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会や連携中枢都市圏北九州都市圏域などの広域行政圏で業務の連携を図っています。

地方分権が進むなか、新たなニーズに効果的・効率的に対応するため、周辺自治体との連携を強化し、広域的な視点に立ったまちづくりを推進していく必要があります。

主要な取り組み

広域行政の推進

■遠賀・中間地域広域行政事務組合

- 事業の効率化や事業費の削減を図るために、新たに広域対応できる事業の検討や既存事業の効率化を促進します。

■遠賀・中間広域連携プロジェクト

- 遠賀・中間地域の一体的な地域振興を図るために、福岡県や構成市町と連携し、「交流の環」「地産の環」「発信の環」「資源循環」の4つの骨格プロジェクトに沿った事業を展開します。

■北九州都市圏広域行政推進協議会

- 北九州市、中間市、遠賀郡4町の2市4町で構成された本協議会の発展的解消を目指します。

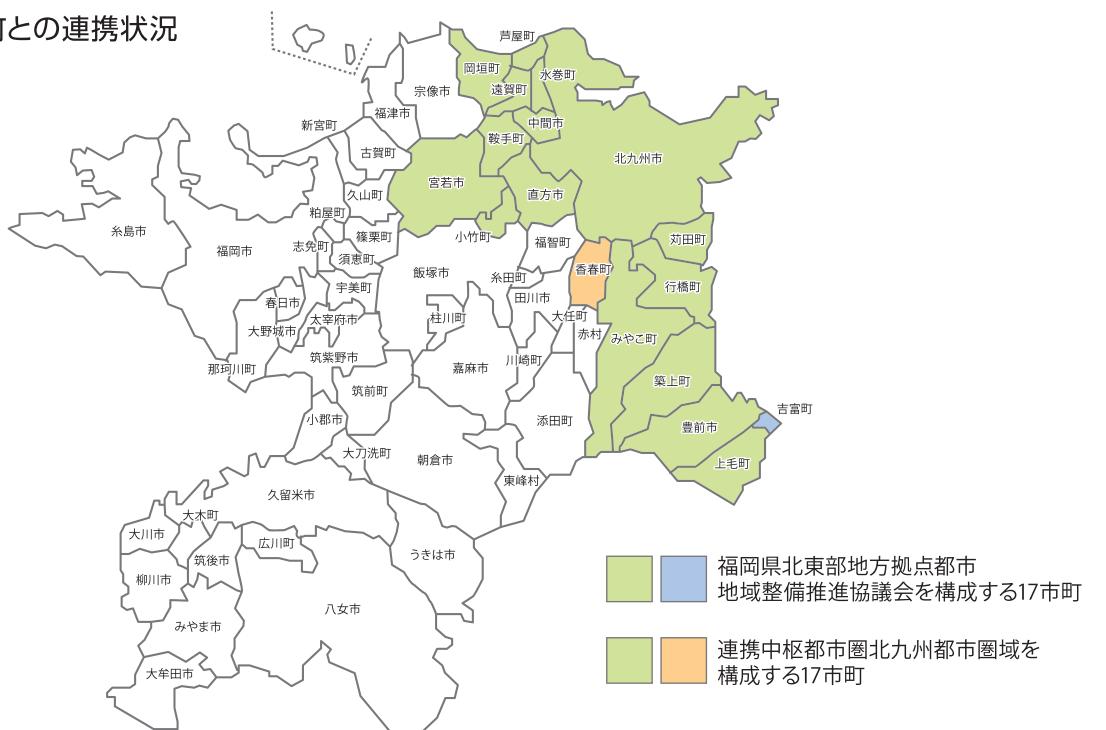
■福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会

- 北九州市と周辺16市町で構成され、『福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画』に基づく事業を推進します。

■連携中枢都市圏北九州都市圏域

- 平成28年度に北九州市と周辺16市町が締結した連携協約に基づき、「住みやすく、人を惹きつける圏域」を目指し、構成市町と連携する事業の検討及び効果的かつ効率的なサービスの広域連携を推進します。

○周辺市町との連携状況



重点戦略



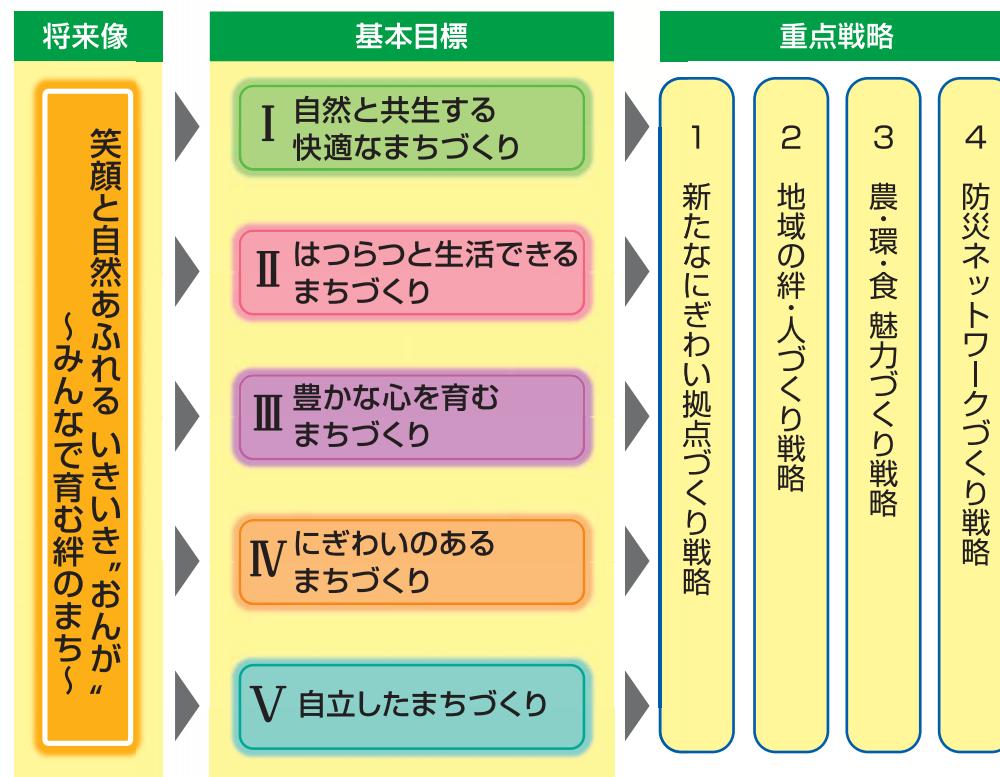
1 新たなにぎわい拠点づくり戦略

第5次遠賀町総合計画における遠賀町の将来像「笑顔と自然あふれる いきいき “おんが”～みんなで育む絆のまち～」を実現するため、分野別基本目標を5つ定め、今後の遠賀町のまちづくりを推進するための先導的な重点戦略を4つにまとめています。この重点戦略のなかで特に重要なものを「具体的な取り組み」として抽出し、これを実現するために実施すべき具体的な事業を、全庁を挙げて積極的に取り組みを進めます。

また、その実施に際しては、必要に応じてプロジェクトチームの編成や関係各課との連携、各課独自での対応など、その具体化のため、調査研究・検討を行います。



体系図



JR遠賀川駅南地区は、遠賀町における都市化の進展と相まって、昭和56年度に区画整理事業に向けて調査が開始されました。JR遠賀川駅を中心とした都市発展を目指し、土地区画整理事業を実施するため、取り組みが進められています。

遠賀町中心部の新たな活力・交流拠点づくりに向けて駅南開発の取り組みに合わせ、新たにぎわいの拠点づくりに寄与する起業支援の充実に取り組みます。

また、多くの住民が利用し、交通・生活の拠点となるJR遠賀川駅舎の改修促進に取り組みます。

新たにぎわい拠点づくり戦略	具体的な取り組み
○駅南地区のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・交通結節機能の強化 ・JR遠賀川駅舎の改修促進 ・区画整理 など
○起業支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・起業支援施設の設置 ・空き店舗の利活用 ・創業塾の開催 など

2 地域の絆・人づくり戦略

社会情勢が大きく変化していくなか、子育てで悩み孤立したり、子育てに対する経済的不安を抱えたりする保護者が増加しています。

そのため、遠賀町では、少子化対策として子育て世代が住みやすい、住みたくなるまちを目指し、子どもを健やかに安心して育てられる環境づくりに取り組みます。

また、移住・交流など人の動きがあるなか、新たな定住人口の確保につながるような定住支援として、移住・交流相談体制の整備に取り組みます。

地域の絆・人づくり戦略	具体的な取り組み
○子育てサポート体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ひろば「ぐっ pieni」の運営 ・学童保育受け入れ体制の拡充 ・遠賀町ブランド米「夢れんげ」の交付 ・子ども医療制度の実施 など
○定住促進に向けた環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・交流相談体制の整備 ・定住奨励金の交付 ・新規就農者支援 など

3. 農・環・食 魅力づくり戦略

遠賀町の宝であり原風景である自然環境や農業(田園風景)を次世代に継承することや、農業の恩恵により得られる遠賀町ならではの「食」を継承することが求められます。

こうしたことから、環境にやさしい農業とそれを生かした「食」づくりに取り組みます。近隣の市町村にはない独自の魅力を創造するために、基幹産業である農業を生かして特徴のある「食」づくりに取り組む一方、地域の食を支える地産地消を推進し、「食育」や「健康づくり」につなげます。

農・環・食 魅力づくり戦略	具体的な取り組み
○アグリミクス事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農業分野における就労促進 ・水稻等優良品種種子補助 ・営農支援対策補助 ・農産物ブランド化推進 など
○地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・遠賀町食育交流・防災センターにおける取り組みの充実 ・学校給食における地産地消の実施 など

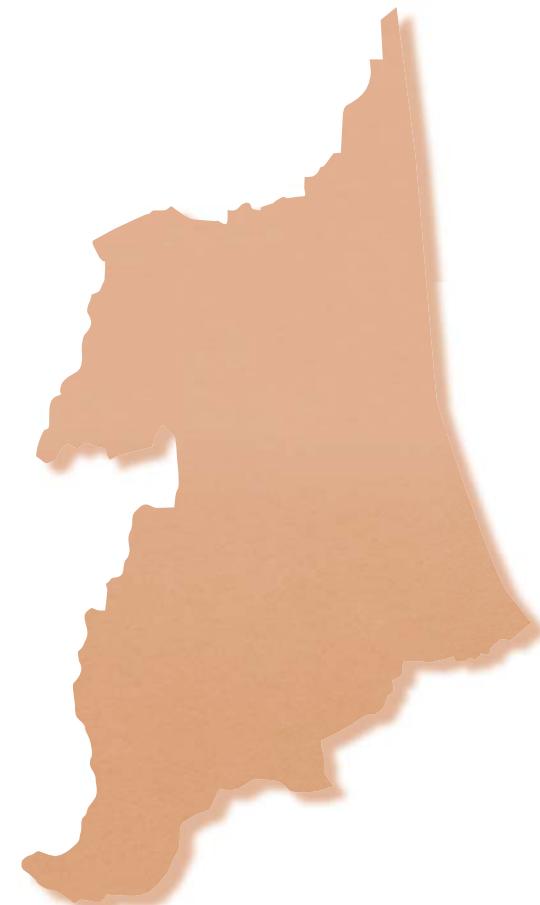
4. 防災ネットワークづくり戦略

近年は福岡県西方沖地震や熊本地震が発生するなど、九州内においても大規模な地震が起きて いるほか、突発的な豪雨や台風などによる風水害など、災害がいつ起きてもおかしくありません。これら災害に対して、日常的に備えるとともに、迅速かつ的確に対応することが求められます。

そのため、自主防災組織等と連携した防災意識の高揚、災害時にすばやく住民に情報が伝わる情報伝達手段の構築、指定避難所や指定緊急避難場所のサイン表示の整備に取り組みます。また、遠賀町業務継続計画を策定し、災害時においても迅速かつ的確な災害対策及び役場機能を提供できる体制を確保します。

防災ネットワークづくり戦略	具体的な取り組み
○災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織と連携した防災教育 ・情報通信端末を活用した情報伝達手段の構築 ・指定避難所や指定緊急避難場所のサイン表示 など
○遠賀町業務継続計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時にもつながりやすい通信手段の確保 ・重要な行政データのバックアップ など

資料編



●第5次遠賀町総合計画後期基本計画策定経過

日付	内 容
8月3日	■第1回府内ワーキング ・策定スケジュール ・第5次遠賀町総合計画前期基本計画の検証及び今後の取り組み ・遠賀町団体アンケート
8月25日	■第1回審議会 ・策定スケジュール ・第5次遠賀町総合計画前期基本計画の検証 ・住民意識調査(遠賀町総合戦略策定に係るアンケート調査)結果 ・遠賀町総合戦略の概要と進捗状況
9月1日～9月14日	■遠賀町団体アンケート
9月15日	■第2回府内ワーキング ・第5次遠賀町総合計画後期基本計画(案)
9月30日	■第2回審議会 ・第1回審議会の意見と対応方針 ・遠賀町団体アンケートの結果 ・第5次遠賀町総合計画後期基本計画(案) ・重点戦略の考え方
10月17日	■第3回府内ワーキング ・第5次遠賀町総合計画後期基本計画(案)
11月17日	■第4回府内ワーキング ・第5次遠賀町総合計画後期基本計画(案)
11月29日	■第3回審議会 ・第2回審議会の意見と対応方針 ・第5次遠賀町総合計画後期基本計画(案)
12月14日	■第5回府内ワーキング ・第5次遠賀町総合計画後期基本計画(案)
12月22日～1月16日	■パブリックコメント 役場・町ホームページで第5次遠賀町総合計画後期基本計画(案)の意見募集
1月20日	■第4回審議会 ・パブリックコメントの意見と対応 ・第5次遠賀町総合計画後期基本計画(原案)
1月23日	■答申 ・第5次遠賀町総合計画後期基本計画(原案)

●第5次遠賀町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	団体名	備考
学識経験者	竹下 輝和	(有)TMD研究所所長 九州大学名誉教授	会長
都市計画関連	仲野 茂之	都市計画審議会	副会長
商工業関係者	安部 喜美雄	遠賀町商工会	
JA・農業関係者	一田 孝雄	認定農業者連絡協議会	
男女共同参画 計画団体	片田 晴美	ひと・人応援団「どし」	
コミュニティ 活動団体	川口 ハルミ	女性防火・防災クラブ	
財政関連	小西 昭二	遠賀信用金庫	
高齢・福祉関係 団体	竹内 初男	社会福祉協議会	
教育関係者	山口 謙吾	遠賀町PTA連絡協議会	
自治活動関係者	吉田 隆	区長会	

●第5次遠賀町総合計画後期基本計画府内ワーキング委員名簿

課名	氏名
総務課	田中 賢一
行政経営課	濱田 美孝
まちづくり課	木村 淳子
税務課	関 弘光
住民課	竹林 康成
福祉課	藤津 英樹
健康こども課	高崎 弘美
都市計画課	宗岡 卓也
建設課	木原 弘善
学校教育課	新田 練
生涯学習課	向井 理人
議会事務局	牛草 弥生

●事務局

氏名
行政経営課長
行政経営課企画調整係長
行政経営課企画調整係
行政経営課企画調整係



笑顔と
自然あふれる
いきいき“おんが”

～みんなで育む絆のまち～

